# 福山市屋外広告物の手引き

2022年(令和4年)12月

福山市建設局土木部土木管理課

# はじめに

わたしたちのまちには、広告板や広告塔、ポスター、立看板など、さまざまな屋外広告物が掲 出されています。

優れたデザインやセンスのある屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る 人に楽しさを与えるとともに、まちの賑わいを演出しますが、その一方で無秩序、無制限に掲出 された広告は本来の役割を果たさないばかりか、まちがもつ美しさを損なうことにもなります。

また、設置や管理が適切に行われていないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くことにも つながります。

このため、福山市では、屋外広告物と都市環境、自然景観との調和を図りながら、屋外広告物行政を適切に推進するため、屋外広告物に関するルールを条例で定めています。

この「手引き」は、条例で定めた屋外広告物に関するルールを、皆様に理解していただけるよう分かりやすく説明したものです。

美しい景観を守り、賑わいのある街づくりを進めるため、ルールを守って屋外広告物を設置、 管理していただくようご協力をお願いします。

# 受付窓口一覧

担当課	所在地	電話
土木管理課	〒720-8501	084-928-1079
工术官建議	福山市東桜町3番5号	084-928-1079
松永支所	〒729-0104	084-930-0412
松永建設産業課	福山市松永町三丁目1番29号	004-930-0412
北部支所	〒720-1132	084-976-8807
北部建設産業課	福山市駅家町大字倉光 37 番地 1	004-970-0007
神辺支所	〒720-2123	004 069 5019
神辺建設産業課	福山市神辺町大字川北 1151 番地 1	084-962-5013
沼隈支所	〒720-0311	094 - 090 - 7700
沼隈建設産業課	福山市沼隈町大字草深 1889 番地 6	084-980-7709

<sup>※</sup> 屋外広告業に関する受付については、土木管理課でのみ行っています。

# 目次

1	屋外広告物とは	3
	(1)屋外広告物とは3	
	(2)屋外広告物の種類3	
2	屋外広告物を設置するには	5
	(1)屋外広告物設置のフローチャート5	
	(2) 禁止広告物5	
	(3)禁止地域6	
	(4) 禁止物件7	
	(5) 適用除外7	
	(6) 許可手続きの流れ9	
	(7)許可基準10	
	(8) 許可手数料	
	(9)表示面積の算定例16	
	(10) 罰則	
	(11) 屋外広告物の管理19	
3	屋外広告業について	20
	(1)屋外広告業とは	
	(2)屋外広告業の登録・特例屋外広告業の届出20	
	(3)業務主任者	
	(4) 罰則・過料	
4	関係法令2	24
	(1)屋外広告物法 24	
	(2) 福山市屋外広告物条例	
	(3) 福山市屋外広告物条例施行規則53	
_	次业任	70
5	資料集	U
	各種様式	
	<del>参</del> 差資料 89	

# 屋外広告物とは

# (1) 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

- ①「常時又は一定の期間継続して表示」されるものであること。 定着して表示されるものをいい、街頭で配布されるチラシの類は該当しませんが、チラシを壁面等に貼り付ける等した場合は、屋外広告物に該当します。
- ②「屋外で表示」されるものであること。 建築物の外側にあることを必要とし、屋内にある広告物は該当しません。
- ③「公衆に表示」されるものであること。

単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、建物の管理権等から総合的に 判断する必要があります。したがって、屋外に表示されているものであっても、駅構内、 野球場内等、敷地内にいる特定の人を対象とするものは屋外広告物に該当しません。

④「看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に 掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

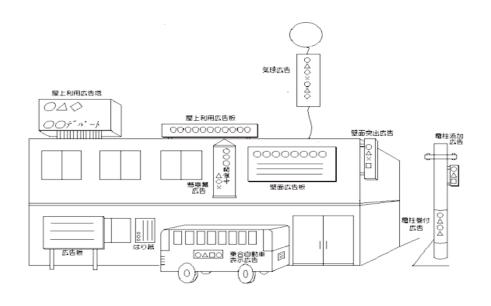
「建物その他の工作物等」とは、もともと広告物の表示又は掲出を目的としない建物や煙突、塀や工作物とはいえない岩石、樹木を利用したものを意味します。従って、屋外広告物は、立看板、はり紙、はり札、広告塔などの典型的なものに限らず、ネオンサインやアドバルーン、建物の外壁に表示されるものまでも含むことになります。

内容が非営利的なものであっても、これらの4つの要件を満たしていれば、表示内容に関わらず、また設置場所が自己の敷地内であっても屋外広告物に該当します。なお、個人宅の表札等も屋外広告物に該当しますが、これらすべてを規制することは現実的ではないため、後述する適用除外(→7ページ適用除外を参照)の規定を設けています。

# (2) 屋外広告物の種類

種類			内容
			木又は金属等の耐久性のある素材を使用して作成されたもので、土地
広	告	板	に建てられ、又は建物その他の物件を利用して取り付けられ、広告表
		寸 似	示面が板状で,一面又は二面(1枚の板の両面)に平面的に表示するも
			のをいう。

	種類		内容
			木又は金属等の耐久性のある素材を使用して作成されたもので、土地
広	告	塔	に建てられ、又は建物その他の物件を利用して取り付けられ、表示面
			を含む構造物が角柱及び筒形等の立体的に表示するものをいう。
			はり紙、はり札、平看板の類を表示するために土地に立てられ、又は
掲	示	板	建造物その他の物件を利用して取り付けられた木製又は金属製のもの
			その他これらに類するものをいう。
			木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板そ
<u> </u>	看	板	の他これに類するものに紙を張り、容易に取り外すことができる状態
			で土地に立てられ,又は工作物等に立てかけているものをいう。
電社	· & 4   H	<b>:</b>	電柱・街灯柱及びアーチ、アーケードの支柱などを利用して表示する
电性	等利用	ム古	もので、添加するもの、巻き付けるもの及び直塗りのものをいう。
重	両 広	什.	電車又は自動車等移動する車両の車体に取り付けて表示するもの及び
平	四	百	これらに類するものをいう。
幕	広	告	布、ビニール、網等の材料を使用して作成した幕を、建物その他の工
帝			作物等を利用して表示するものをいう。
気	球 広	告	気球の主索を利用してネット又は布製のものに表示するもの及びこれ
(ア	ドバルー	-ン)	に類するものをいう。
			ボール紙、ベニヤ板、プラスチック板等の比較的簡易な材質の板に紙
は	り	紙	をはったものを工作物等にひもや針金等でつるしたもの、括り付ける
			等容易に取り外すことができる状態で表示されているものをいう。
は	14 Ol 41		紙等に印刷又は手書きされたもので、建物等に張り付けて表示するも
14	Ŋ	札	のをいう。
照	明広	告	ネオン及びサイン球又はそのほかの光源をもつ照明装置をして表示す
	57 仏	□	るもの及びこれらに類するものをいう。



# 2 屋外広告物を設置するには

## (1) 屋外広告物設置のフローチャート

条例のルールを守るため、次の流れに沿って設置してください。

禁止広告物に該当しないか(→5ページ禁止広告物を参照)



設置する場所は禁止地域に該当しないか (→6ページ禁止地域を参照)

設置する物件は禁止物件に該当しないか (→7ページ禁止物件を参照)

適用除外(→7ページ適用除外を参照)

許可基準に適合するか (→10ページ許可基準を参照)



許可手続き (→9ページ許可手続きの流れを参照)



屋外広告物の設置

# (2) 禁止広告物

次に掲げる広告物、掲出物件は表示又は設置してはいけません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗装等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機, 道路標識等に類似し, 又はこれらの効用を妨げるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

これらに該当する屋外広告物は、これを表示、設置若しくは管理している者又は所有者若しくは占有者が直ちに除却等を行わなければなりません。

# (3) 禁止地域

次の地域に該当する場合は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができません。 ただし、適用除外( $\rightarrow$ 7 ページ適用除外を参照)に該当する場合は、許可を受けずに、又は 許可を受けて広告物を表示・掲出できる場合があります。

福山市では次の地域又は地区を禁止地域としています。

	都市計画法の規定により定められた第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地
1	域、風致地区又は伝統的建造物群保存地区(市長が指定する区域に限る)
	→2022 年(令和 4 年)12 月 1 日現在すべての区域を指定しています。
	文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天
2	然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された地域及び建造物
	の周囲(市長が指定する区域に限る)
0	広島県文化財保護条例の規定により県重要文化財、県有形民俗文化財又は県史跡名勝
3	天然記念物として指定された地域及び建造物の周囲(市長が指定する区域に限る)
4	福山市文化財保護条例の規定により市指定文化財として指定された地域及び建造物の
4	周囲(市長が指定する区域に限る。)
5	広島県自然環境保全条例の規定により緑地環境保全地域として指定された区域(市長
5	が指定する区域を除く)
6	自然公園法の規定により指定された国立公園の区域(市長が指定する区域を除く)
7	広島県立自然公園条例の規定により指定された広島県立自然公園の区域(市長が指定
1	する区域を除く)
8	都市公園法の規定により設置された都市公園の区域
	山陽自動車道、道路法の規定により自動車専用道路として指定された道路又は道路の
9	部分(休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く)及び山陽新
	幹線鉄道の全区間
10	道路及び鉄道(前号に掲げるものを除く)で、市長が指定する区間
11	道路又は鉄道に接続する地域で、市長が指定する区域
12	道路の分離帯及び交通島
13	河川、湖沼、渓谷、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
14	港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
15	官公署、公民館及び公衆便所の建物の敷地
16	学校,図書館,資料館,博物館,美術館,音楽堂,体育館,病院,変電所その他の公
10	共施設の建物の敷地
17	古墳及び墓地並びにこれらの周囲(市長が指定する区域に限る)
18	社寺、教会、火葬場及び葬祭場の建物の敷地

# (4) 禁止物件

次の物件には、広告物を表示し、または掲出物件を設置することができません。ただし、適用除外( $\rightarrow$ 7 ページ適用除外を参照)に該当すれば、許可を受けずに、又は許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる場合があります。

福山市では次の物件を禁止物件としています。

・広告物全種別の表示又は掲出物件の設置を禁止する物件

1	橋りょう、トンネル、高架構造物及び地下道の上屋
2	公共物である石垣及び擁壁並びにこれらに類するもの
3	街路樹及び路傍樹
4	信号機,道路標識,道路情報管理施設,カーブミラー,防護柵,駒止め及び里程標並
4	びにこれらに類するもの
5	消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
6	郵便差出箱,信書便差出箱,街頭公衆電話用ボックス及び路上変圧器並びにこれらに
0	類するもの
7	送電塔、送受信塔及び照明塔
8	煙突、ガスタンク及び水道タンク並びにこれらに類するもの
9	形像、神仏像及び記念碑並びにこれらに類するもの
10	禁止地域の2,3,4,15,16,18に該当する建造物又は建物
11	道路の路面

・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみの表示・設置を禁止する物件

1	電柱、街路灯柱及び消火栓標識並びにこれらに類するもの
2	アーチの支柱及びアーケードの支柱

# (5) 適用除外

社会生活上必要なもので、規則で定めた基準に適合するものは、次のとおり規制の一部が 適用されません。

	広告物の種類	禁止地域 (第10条)	禁止物件 (第11条)	許可 (第4章)
第 1 項	法令に基づいて表示,設置するもの 国又は地方公共団体が表示,設置するもの 公職選挙法による選挙運動のために使用する文書図 画に該当するもの			
第 2 項	国若しくは地方公共団体若しくは公共的団体が寄付を受けて設置し、若しくは取得した公共の用に供される施設又は物件に寄贈者名の表示をする広告物及び掲出物件(※規則で定める基準に適合するものに限る)	表示可能	表示可能	許可不要

	広告物の種類	禁止地域 (第10条)	禁止物件 (第11条)	許可 (第4章)
第 3 項	政党,労働組合その他これらに類するものがその活動 又は行事のために表示し,又は設置する広告物及び掲 出物件	表示可能	一部 表示可能	許可不要
第 4 項	自己の氏名若しくは名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所において表示し、又は設置されるもの(※表示面積の合計が禁止地域:7㎡以下、許可地域:10㎡以下の場合)自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもの(※表示面積の合計が禁止地域:3㎡以下、許可地域:5㎡以下の場合)工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物(※一面につき3㎡以下の場合)	表示可能		許可不要
第 5 項	自己の氏名若しくは名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所において表示し、又は設置されるもの(※禁止地域において、表示面積の合計が7㎡を超え、10㎡以下のもの)道標、案内図板その他公共的目的を有する広告物並びに公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置されるもの(※規則で定める基準に適合するものに限る)	表示可能	_	要許可
第 6 項	公益上必要な施設又は物件(市長が指定するもの)に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの(※規則に定めるものに限る)	表示可能	_	要許可
第 7 項	法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は 掲出物件であって、その広告料収入を地域における公 共的な取組であって市長が定めるものに要する費用 に充てるもの(※規則で定めるものに限る)	表示可能	一部 表示可能	要許可
第 8 項	禁止物件に所有者又は管理者が自己の氏名若しくは名称,店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示し,及び設置するもの(※規則で定める基準に適合するものに限る)禁止物件に所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物	_	一部 表示可能	要許可

#### 許可手続きの流れ

(6)

屋外広告物許可申請書の作成(2部提出)

#### 【添付書類】

- •付近見取図(位置図)
- ・広告物を表示・掲出する場所及び方法を示す図面
- ・広告物や掲出する物件の種別形状、面積、材質及び構造を示す仕様書及び図面
- ・広告物の色彩及び意匠を示す図面

担当課へ申請

〉不許可

」と許可

手数料の納付, 許可書の交付

#### 【許可期間】

- ① 立看板,広告旗,気球広告,はり紙,はり札:1か月
- ② ①以外の広告物

:1年

7 /

広告物の設置, 適正な管理

- 変更があったとき
  - →屋外広告物許可変更申請書を提出(2部)

#### 【添付書類】

- ·付近見取図(位置図)
- ・変更する広告物を表示・掲出する場所及び方法を示す図面
- ・変更する広告物や掲出する物件の種別形状,面積,材質及び 構造を示す仕様書及び図面
- ・変更する広告物の色彩及び意匠を示す図面
- ・設置者・管理者を変更したとき
  - →屋外広告物(設置者・管理者)変更届を提出
- ・広告物を除却したとき
  - →屋外広告物除却(滅失)届を提出

許可期間満了後継続して表示, 掲出する場合

→屋外広告物許可更新申請書を提出(2部)

# (7) 許可基準

#### ① 共通基準

福山市では、屋外広告物すべてに共通する基準を次のとおり設けています。

- ・蛍光塗料を使用しないものであること。
- ・ 裏面、側面及び脚部のうち目視できる部分は、塗料その他の装飾により美観に配慮したものであること。
- ・ネオン管その他の光源を利用するものにあっては、光源を使用しない時においても 美観を損なわないものであること。

#### ② 種類ごとの個別基準

福山市では、屋外広告物の種類と掲出方法によって次のとおり分類し、それぞれ基準を設けています。福山城周辺景観地区については一部基準が異なりますので、「福山城周辺景観地区における広告物の制限(90ページ)」をご参照ください。

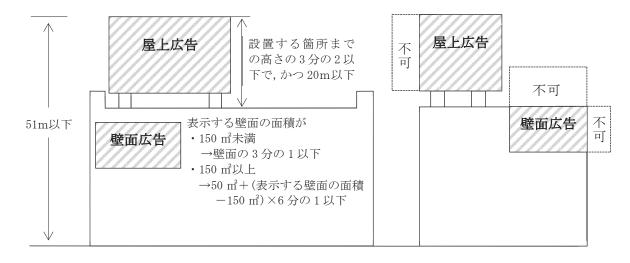
#### ・建築物を利用するもの

ア 屋上広告:建物の屋上に表示・掲出する広告物

- ・広告物の高さは、広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ20m以下であること。
- ・地表から広告物の上端までの高さは、51m以下であること。
- ・建築物の外壁の垂直面を超えて突き出さないものであること。

#### イ 壁面広告:建物の壁面に平行して表示・掲出する広告物

- ・表示する壁面の面積が 150 m²未満
  - → 表示面積の合計は表示する壁面の3分の1以下であること。
- ・表示する壁面の面積が 150 m<sup>2</sup>以上
  - → 表示面積の合計は 50 m²+ (表示する壁面の面積-150 m²) ×6 分の 1 以下 であること。
- ・壁面の上端及び側端からはみ出さないものであること。



ア 壁面突出広告:建物の壁面から突出して,垂直に表示・掲出する広告物

・表示面積は一面につき 20 m<sup>2</sup>以下

・個数は、一壁面につき2個以下

・道路(水路)に突出する場合

※道路管理者による道路占用許可が必要

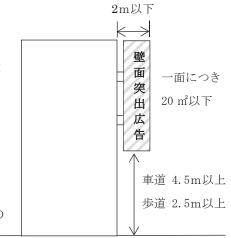
※路面から広告物の下端までの高さを

車道上: 4.5m以上確保 歩道上: 2.5m以上確保

※道路境界線からの距離が 1m以内

・壁面からの突出し幅が 2m以下

壁面の上端及び側端からはみ出さないものであること。



#### · 建築物敷地内広告

建築物が存在する敷地内に表示・掲出する広告物です。ただし、敷地内にある建築物と 関連のない広告物は、野立広告として扱います。

#### ア 敷地内広告板

- ・表示面積の合計が 40 m<sup>2</sup>以下
- ・高さが7m以下
- ・道路(水路)に突出する場合 ※道路管理者による道路占用許可が必要

※路面から広告物の下端までの高さを

車道上: 4.5m以上確保 歩道上: 2.5m以上確保

※道路境界線からの距離が1m以内

# 敷地内広告板 合計 40 ㎡以下 7m以下 (建築物敷地内)

#### イ 敷地内広告塔

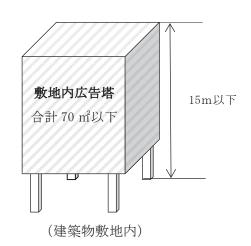
- ・表示面積の合計が70㎡以下
- ·高さが15m以下
- ・道路(水路)に突出する場合

※道路管理者による道路占用許可が必要

※路面から広告物の下端までの高さを

車道上: 4.5m以上確保 歩道上: 2.5m以上確保

※道路境界線からの距離が1m以内

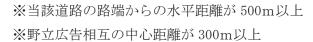


#### • 野立広告

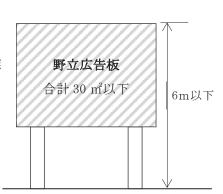
建築物が存在しない敷地、又は広告と関連のある建物の存在しない敷地に表示・掲出する広告物です。

#### ア 野立広告板

- ・表示面積の合計が30㎡以下
- ・高さが6m以下
- ・鉄道用地(山陽新幹線を除く)からの水平距離 が、15m以上
- ・山陽自動車道,自動車専用道路から展望できる 接続地域(当該道路からの水平距離1000m 以内の道路の路面より高い山肌等)に設置 するもの



・道路上に突き出さないものであること

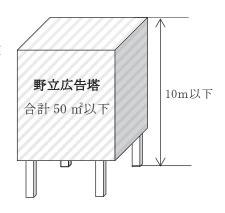


#### イ 野立広告塔

- ・表示面積の合計が50 m<sup>2</sup>以下
- · 高さが 10m以下
- ・鉄道用地(山陽新幹線を除く)からの水平距離 が、15m以上
- ・山陽自動車道,自動車専用道路から展望できる 接続地域(当該道路からの水平距離1000m 以内の道路の路面より高い山肌等)に設置 するもの

※当該道路の路端からの水平距離が 500m以上 ※野立広告相互の中心距離が 300m以上

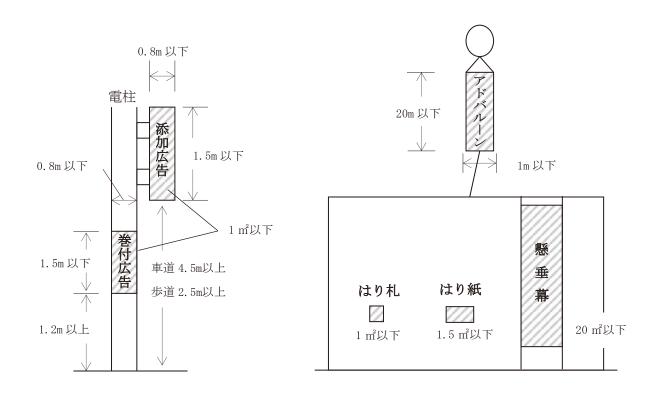
・道路上に突き出さないものであること



# その他の基準

広告物の種類	許可基準			
	表示	面積の合計	30 ㎡以下	
ア ー チ 表 示 広 告	路面から広告物の下端までの高さ		車道上:5m以上 歩道上:3.5m以上	
	表示	でする道路の幅員	9m以下	
	表示	面積の合計	1個につき2㎡以下	
	路面	iから広告物の下端までの高さ	車道上:4.5m以上 歩道上:2.5m以上	
アーケード 添加 広告	個数	ζ	1店舗につき1個 (店舗に面する支柱の本数が2本 以上ある場合にはその数以下)	
	道路	系に突出する場合	道路境界線からの距離が1m以下	
	寸法	こ、形状及び設置位置は一アーケードに	おいて統一されていること	
	大き	**	縦 0.4m以下×横 0.8m以下	
消火栓標識添 加 広 告	路面	iから広告物の下端までの高さ	車道上: 4.5m以上 歩道上: 2.5m以上	
	個数	ζ	1柱につき1個	
バス停留標識 添加 広告	大き	: 8	縦 0.75m以下×横 0.45m以下	
垣, 塀等に 添加するもの	表示面積の合計		表示又は設置する壁面の 3 分の 1 以下で、かつ 50 ㎡以下	
ががみるのか	上端	上端及び側端からはみ出さないものであること。		
		道路の中央側へ突き出さず、かつ、i であること。	道路の中心線に直角に添加するもの	
		大きさ	縦 1.5m以下×横 0.8m以下	
	添	表示面積の合計	1 ㎡以下	
	加広告	地表から広告物の下端までの高さ	車道上:4.5m以上 歩道上,その他:2.5m以上	
		信号機のある交差点の側端からの 距離	20m以上	
電柱広告		個数	1柱につき1個	
		電柱等に直塗りしないものであること	- -	
		大きさ	縦 1.5m以下×横 0.8m以下	
	巻	表示面積の合計	1 ㎡以下	
	巻付広告	地表から広告物の下端までの高さ	1.2m以上	
	告 -	個数	1柱につき1個 (1 ㎡の範囲内において,分割さ れている場合は2個)	
<b></b>	表示	· · · · · · · · · ·	側面	
電車に表示する広告	表示	に面積の合計 になっている こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	1面につき4㎡以下	
y W A F	個数	ζ	1面につき4個以下	

広告物の種類	許可基準			
エヘムジナン	表示箇所	側面		
乗合自動車に表示する広告	大きさ	縦 0.7m以下×横 3.5m以下		
2000日	個数	1面につき1個以下		
	表示面積の合計	1 枚につき 20 ㎡以下		
横断幕	道路に突出する場合地表から広告物の 下端までの高さ	車道上: 4.5m以上 歩道上: 2.5m以上		
	表示する道路の幅員	9m以下		
	表示面積の合計	1 枚につき 20 ㎡以下		
懸垂幕	道路に突出する場合地表から広告物の 下端までの高さ	車道上: 4.5m以上 歩道上: 2.5m以上		
	道路に突出する場合	道路境界線からの距離が1m以下		
のぼり及び旗	地表から広告物の下端までの高さ	1.2m以上		
のはり及い旗	表示面積の合計	1 枚につき 10 ㎡以下		
気 球 広 告	大きさ	縦 20m以下×横 1m以下		
はり札	表示面積	1個につき1㎡以下		
(よ ソ 作L	個数	工作物等の1壁面につき3個以下		
はり紙	表示面積	1枚につき 1.5 mg以下		
マス ソ 和氏	個数	工作物等の1壁面につき5枚以下		



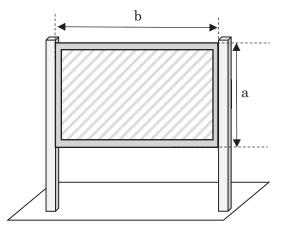
# (8) 許可手数料

許可を受ける場合、屋外広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料が必要です。

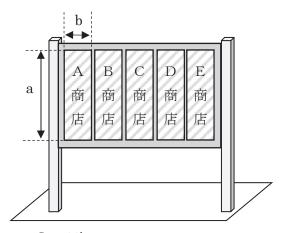
種別 面積・方法		単位	手数料の額		
<b>个里万门</b>		<u>早</u> 业	光源あり	光源なし	
	10 ㎡以下	1個につき	1,780円	1,060円	
広告板, 広告塔	10 ㎡を超え 30 ㎡以下	1個につき	4, 950 円	3,720円	
スロースに対しています。 一又は掲示板	30 m²を超え		30 ㎡を超える 10	O ㎡までごとに	
人は投入が収	30 mを超え   140 m <sup>2</sup> 以下	1個につき	4,950 円に	3,720円に	
	140 加及下		1,780 円を加算	1,060 円を加算	
	140 ㎡を 超えるもの	1個につき	26, 560 円	17,710円	
立看板等	,	1個につき	53		
電柱広告	添架	1個につき	530 円	350 円	
电性瓜豆	巻き	1個につき		350 円	
電車、乗合自動車に	表示する広告物	1 ㎡につき	890 円	530 円	
幕広告, 広告旗		1枚につき		890 円	
気球広告		1個につき	1,780円	1,240円	
はり札		1個につき		370 円	
はり紙 ※意匠が同じものは1件として扱う		1件につき 100枚までごとに		530 円	

#### (9)

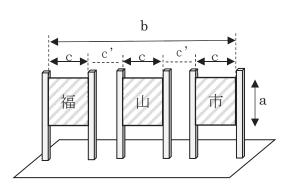
## 表示面積の算定例



 $S=a \times b$ 枠組みを含んで算定する。



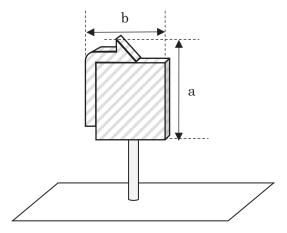
S=a×b 集合広告は、それぞれの広告物の 大きさで算定する。



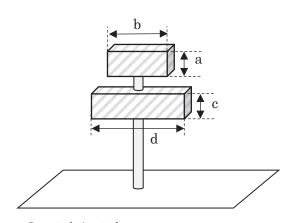
 $S=a\times b$ 

一体として広告内容を表す場合は,空間部分を含めて算定する。

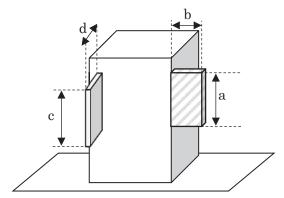
ただし、2c < c'のときは、 $S=a \times c \times 3$ か所



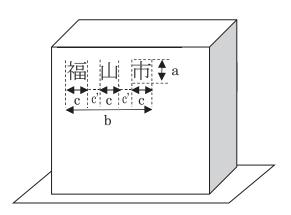
S=a×b 複雑な形状の場合は、矩形として 面積を算定する。



 $S=a\times b+c\times d$  独立した工作物は、各表示面の面積を合算する。



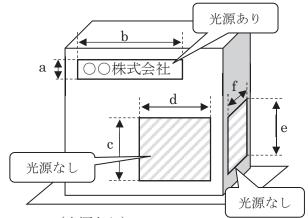
S1=a×b S2=c×d 壁面突出広告は、それぞれ独立した 広告物として扱う。



 $S=a\times b$ 

壁面への塗装又は取付文字について, 一体として広告内容を表す場合は, 空間部分を含めて算定する。

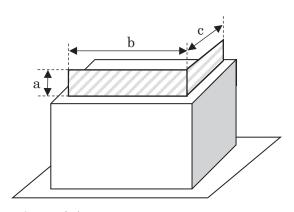
ただし、2c < c'のときは、 $S=a \times c \times 3$ か所



S1 (光源あり)  $=a \times b + c \times d$ 

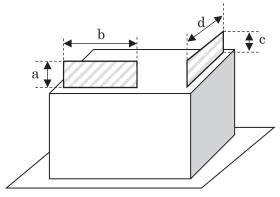
S2 (光源なし)  $=e \times f$ 

壁面広告については、一壁面ごとに算定する。一壁面に光源ありの広告物が一つでもある場合、その壁面の手数料は光源ありとして算定する。



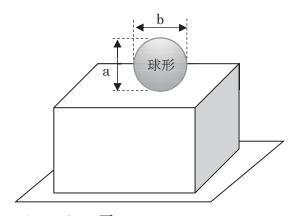
 $S=a\times b+a\times c$ 

工作物が一体化している場合は合算する。



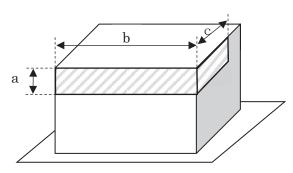
 $S1 = a \times b$   $S2 = c \times d$ 

同一規模,同一内容の物件であっても,独立した広告物として扱う。



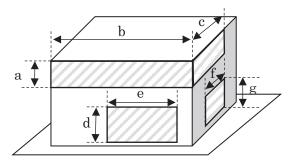
 $S=a\times b\times 4$  面

複雑な形状の場合は、矩形として 面積を算定する

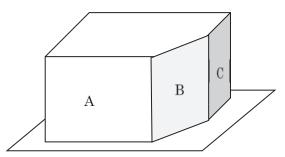


 $S=a\times b+a\times c$ 

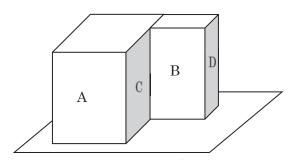
一体の広告物と考えられる場合は合算する。



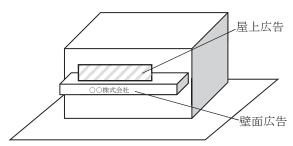
 $S1=a\times b+a\times c+d\times e$   $S2=g\times f$  壁面広告については、一壁面ごとに算定し、 一体の広告物がある場合は一方へ合算する。



壁面広告は一壁面ごとに算定し、このような 形状の建物の場合、一壁面とは、A+B, C又は A, B+C 若しくは A, B, C のいずれかに 分けて考える。



壁面広告は一壁面ごとに算定し、このような 形状の建物の場合、一壁面とは、A+B 及び C+D と考える。



庇部分側面に表示する場合,壁面広告とし, 庇部分上部に設置する場合,屋上広告として 算定する。

# (10) 罰則

屋外広告物の表示、又は掲出物件の設置について条例に違反した場合、次のとおり罰則 が科せられます。

	違反内容	罰則・過料		
1	措置命令(除却、改修、移転その他必要な措置)に違反した者	50 万円以下の罰金		
	禁止地域、禁止物件の規定に違反した者			
2				
	除却義務を怠った者	30 万円以下の罰金		
3	変更の許可を受けずに広告物の変更を行ったもの	]		
	市が広告物に関する報告を求めた際に報告をせず、若しくは虚偽の報			
4	告をした者	20 万円以下の罰金		
	帳簿書類その他の物件の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者			

#### (11) 屋外広告物の管理

屋外広告物は、屋外で常時継続して表示されるものであることから、表示又は設置した後、相当の期間を経過すると、老朽化・退色・塗料の剥離などによる美観上の問題のほか、材料の腐食、ボルトの緩みなどによる倒壊・落下が発生し、人に危害を及ぼすなどの惨事につながるおそれがあります。

このような事態を防ぐため、条例を改正し、<u>2023年(令和5年)4月1日から一定規模以</u>上の屋外広告物については、次の対応を所有者等に義務付けています。

#### ① 管理者の設置

広告物若しくは掲出物件自体の高さが 4mを超えるもの又は表示面積が 10 ㎡を超えるものについて、特定の資格を有する管理者を設置しなければなりません。

※直塗のもの,シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除く。

#### ② 管理者の資格

広告物に関する管理者は、次の内いずれかの資格が必要です。

- 屋外広告士
- ・建築士 (一級・二級・木造)
- ・電気工事士(第1種・第2種)
- ・電気主任技術者(第1種・第2種・第3種)

#### ③ 管理者による安全点検

管理者の設置が必要な広告物等について、当該広告物・掲出物件の本体、接合部、 支持部分等の劣化状況等を管理者に点検させることが必要です。

#### ④ 安全点検報告書の提出

管理者の設置が必要な広告物等の継続許可を受けるには、許可期間の更新申請時に 添付書類として「屋外広告物安全点検報告書(許可満了日以前3か月以内のもの)」 を提出することが必要です。

点検報告書の提出は、表示・設置から5年経過後(6年目)の許可更新時からとし、 それ以降は3年ごとに必要です。

(例) 新規申請を行って新設し、5年を経過した広告物の場合 6年目、9年目、12年目・・・(以降3年毎)の許可更新時に屋外広告物安全 点検報告書の添付が必要

# (1) 屋外広告業とは

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、 屋外で公衆に表示することを業として行うことをいい、元請け、下請けの形態は問いません。 また、広告物の表示や掲出物件の設置を行わず、単に屋外広告物の印刷、製造等のみを行う ものは屋外広告業に該当しません。

# (2) 屋外広告業の登録・特例屋外広告業の届出

福山市内で屋外広告業を営もうとする場合は、福山市内に営業所を有しているか否かに関わらず、屋外広告業の登録が必要です。<u>ただし、広島県において屋外広告業の登録を受けている場合は、特例屋外広告業の届出を行うことで手続きが完了します。</u>

① 手続きの流れ

有効期限満了後、継続して屋外広告業を営む場合

→屋外広告業登録申請書/特例屋外広告業届を提出

#### ② 提出書類一覧

屋外広告業の登録又は特例屋外広告業の届出を行う場合,変更事項があった場合, 廃業等の場合は、次の書類を添付して提出してください。

#### •新規, 更新時

書類の名称		屋外広告業		特例屋外	
		個人	個人(未成年)	法人	広告業
屋外広告業登録	申請書	0	0	0	
特例屋外広告業局	<b>a</b>				0
誓約書		0	0	0	_
	申請者	0	0	_	_
	法定代理人	_	0	_	_
住民票の抄本	法人役員	_	_	0	_
	業務主任者	0	0	0	0
登記事項証明書の	の謄本	_	_	0	_
	申請者	0	0	0	_
略歴書	法定代理人	_	0	_	_
	法人役員	_		0	_
業務主任者となる	る資格を証する書面の写し	0	0	0	0
広島県の屋外広告業登録通知書の写し		_	_	_	0
登録証/届出済証交付時の手数料			10,000 円		なし

<sup>※</sup>住民票の抄本,登記事項証明書の謄本は申請 6 か月以内に発行されたものに限るものとし, コピーでの申請は不可とします。

#### ・変更事項が生じた場合

変更事項	必要書類		
<b>发</b> 史事項	屋外広告業	特例屋外広告業	
名称の変更	·屋外広告業登録事項変更届	• 特例屋外広告業届出事項変更届	
営業所の名称の変更	・登記事項証明書 (法人の場合)	・広島県の屋外広告業登録通知書	
住所の変更	・住民票の抄本(個人の場合)	の写し	
	・屋外広告業登録事項変更届		
	・登記事項証明書 (法人の場合)		
代表者の変更	・住民票の抄本		
	・略歴書		
	• 誓約書		

亦更東西	必要書類		
変更事項	屋外広告業	特例屋外広告業	
役員の変更	·屋外広告業登録事項変更届	手続き不要	
	・登記事項証明書 (法人の場合)		
	・住民票の抄本		
	・略歴書		
	・誓約書		
法定代理人の変更	·屋外広告業登録事項変更届	手続き不要	
	・住民票の抄本		
	・略歴書		
	・誓約書		
業務主任者の変更	·屋外広告業登録事項変更届	• 特例屋外広告業届出事項変更届	
	・業務主任者となる資格を証する	・広島県の屋外広告業登録通知書	
	書面の写し	の写し	
	・住民票の抄本	・業務主任者となる資格を証する	
		書面の写し	
		・住民票の抄本	

<sup>※</sup>住民票の抄本,登記事項証明書の謄本は申請 6 か月以内に発行されたものに限るものとし, コピーでの申請は不可とします。

# ・廃業等の場合

区分	必要書類
屋外広告業	・屋外広告業廃業等届
	・屋外広告業登録証
特例屋外広告業	・特例屋外広告業廃止届
	・特例屋外広告業届出済証

# (3) 業務主任者

福山市内で屋外広告業を営む場合,その営業所ごとに業務主任者を選任する必要があります。

- ① 業務主任者が総括する業務
  - ・福山市屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規 定の順守に関する業務
  - ・広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工,安全の確保に関する業務
  - ・営業所ごとに備える帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関する業務
  - ・その他、業務の適正な実施の確保に関する業務
- ② 業務主任者となることができる資格
  - ・登録試験機関の試験合格者(屋外広告士)
  - 各地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
  - ・職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者,技能検定合格者又は職業 訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
  - ・その他市長が同等以上の知識を有するものと認定した者

# (4) 罰則 • 過料

屋外広告業の登録等に関し、条例に違反した場合、次のとおり罰則・過料が科せられます。

	7 0		
	違反内容	罰則・過料	
1	屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだもの	1年以下の懲役	
2	不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者	又は	
3	屋外広告業、特定屋外広告業の営業停止の命令に違反した者	50 万円以下の罰金	
4	屋外広告業の登録事項に変更が生じた際、変更の届出を行わず、		
4	又は虚偽の届出をした者	30 万円以下の罰金	
5	業務主任者を選任しなかった者		
	市が屋外広告業に関する報告を求めた際に報告せず、若しくは虚		
6	偽の報告をした者	20 万円以下の罰金	
0	立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して		
	答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者		
7	屋外広告業の廃業等を行う際に、届出を怠った者		
8	標識を掲げなかった者		
9	帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は	1 3 77 日外下ツ旭州	
9	帳簿を保存しなかった者		

# 関係法令

(1)

#### 屋外広告物法

昭和二十四年六月三日法律第百八十九号

改正 昭和二五年五月三〇日法律第二一四号昭和二九年五月二九日同第一三一号昭和三七年九月一五日同第一六九号昭和三九年七月一一日同第一六九号昭和四五年六月一日同第四九号昭和五〇年七月一日同第四九号平成六年六月二九日同第四九号平成一六年六月二八日同第一一二号平成一七年七月二六日同第八七号平成二三年六月三日同第二三号

昭和二七年四月五日同第七一号 昭和三一年六月一二日同第一四八号 昭和三八年五月二四日同第九二号 昭和四三年六月一五日同第一〇一号 昭和四八年九月一七日同第八一号 平成四年六月二六日同第八二号 平成一一年七月一六日同第八七号 平成一六年六月一八日同第一一一号 平成一七年七月一五日同第一一号 平成二七年七月一五日同第四一号 平成二九年五月一二日同第二六号 令和二年六月一〇日同第四三号

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広 告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

#### 第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

- 第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
  - 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用 地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田 園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

- 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成 するため保安林として指定された森林のある地域
- 四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するため に必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- 五 公園、緑地、古墳又は墓地
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると 認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止すること ができる。
  - 一 橋りよう
  - 二 街路樹及び路傍樹
  - 三 銅像及び記念碑
  - 四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物 及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
  - 五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、 又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件 の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、 又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の 規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠そ の他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されて いるものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めること ができる。

(景観計画との関係)

第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に 関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体(同法第七条第 一項の景観行政団体をいう。以下同じ。)の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即し て定めるものとする。

#### 第三章 監督

(違反に対する措置)

- 第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例 に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理 する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却 その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、 若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了 する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条まで に定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、 その費用を義務者から徴収することができる。
- 4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。
  - 一条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
  - 二 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

- 第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は 除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は 除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
  - 一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間
  - 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間
  - 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める 期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。
- 7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した 広告物又は掲出物件(第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を 返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件 を保管する都道府県に帰属する。

#### 第四章 屋外広告業

第一節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

- 第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする 者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。
- 第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 登録の有効期間に関する事項

- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項
- 2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。
  - 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
  - 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに 該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があ り、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないもの とすること。
    - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
    - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
    - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
    - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執 行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
    - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの
    - へ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
    - ト 業務主任者を選任していない者
  - 三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては 営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受 けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守 その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする こと
    - イ 国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び 掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
    - ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府 県の行う講習会の課程を修了した者
    - ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者
  - 四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとすること。
    - イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
    - ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。
    - ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

#### 第二節 登録試験機関

(登録)

第十二条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

#### (欠格条項)

- 第十三条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第十条第二項第三号イの規定による登録を受けることができない。
  - この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 二年を経過しない者であること。
  - 三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

#### (登録の基準)

- 第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに 適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合 において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。
  - 一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。
  - 二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。
    - イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。
    - ロ 試験事務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。) に関する文書が作成されていること。
    - ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。
  - 三 債務超過の状態にないこと。

#### (登録の公示等)

- 第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。
- 2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。 (役員の選任及び解任)
- 第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大 臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

- 第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

- 第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務 規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施 上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずること ができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。
- 2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。
  - 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項 を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより 提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土 交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (報告及び検査)

- 第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、 登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機 関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させるこ とができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (試験事務の休廃止)
- 第二十四条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。 (登録の取消し等)
- 第二十五条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十三条第一号又は第三号に該当するに至つたとき は、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。
- 2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第二十条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定 に違反したとき。
  - 二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
  - 三 第十九条第一項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたと き。
  - 四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。
  - 五 不正な手段により第十条第二項第三号イの規定による登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部 若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第五章 雑則

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)におい

ては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理 するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関す る規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

#### (適用上の注意)

第二十九条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

#### 第六章 罰則

- 第三十条 第十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行 為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は 職員は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載を し、又は帳簿を保存しなかつたとき。
  - 二 第二十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
  - 三 第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。
- 第三十三条 第二十条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。
- 第三十四条 第三条から第五条まで及び第七条第一項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみ を科する規定を設けることができる。

#### 附 則(略)

別表(第十四条関係)(略)

(2)

改正 平成14年12月20日条例第109号 平成16年3月12日条例第19号 平成17年3月24日条例第22号 平成19年6月18日条例第32号 平成25年9月26日条例第33号 平成15年3月25日条例第31号 平成16年12月20日条例第90号 平成17年12月20日条例第147号 平成23年12月22日条例第31号 令和3年12月22日条例第47号

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物の在り方)

第2条 広告物及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観及び風致 を害し、並びに公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(管理義務)

第3条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

#### 第2章 福山市屋外広告物審議会

(福山市屋外広告物審議会)

- 第4条 広告物に関する事項を調査審議させるため、福山市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に答えるほか、広告物に関する事項に関して市長に意見を具申すること ができる。
- 3 審議会は、前2項に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関する必要な事項を審議するものとする。
  - (1) 第10条第1項第1号から第7号まで、第9号から第11号まで、第13号、第14号又は第17号 の規定による区域又は区間の指定(第10条第2項、第33条及び第35条第1項において「区域等 の指定」という。)
  - (2) 第13条第1項、第17条第2項、第21条第2項又は第26条第2項、第4項第1号、第2号、 第3号若しくは第6号、第5項第1号若しくは第2号、第6項、第7項若しくは第8項第1号 に規定する規則の制定又は改廃
  - (3) 第13条第2項の規定による第12条第1項の許可

- (4) 第21条第1項又は第22条第1項の規定による区域の指定
- (5) 第23条第1項の基本方針の制定又は変更

(委員)

- 第5条 審議会の委員は、15人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
  - (1) 市議会議員
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 学識経験のある者
  - (4) 屋外広告業に関係のある者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる者のうちから任命された委員であって市の職員であるものについては、適用しない。

(会長)

- 第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。
- 第7条 削除

(雑則)

第8条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、審議 会が定める。

第3章 禁止広告物、禁止地域等及び禁止物件

(禁止広告物)

- 第9条 次に掲げる広告物及び掲出物件は、これを表示し、又は設置してはならない。
  - (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
  - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
  - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
  - (4) 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
  - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(禁止地域等)

- 第10条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
  - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第 二種低層住居専用地域、風致地区又は伝統的建造物群保存地区(市長が指定する区域に限 る。)
  - (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化 財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された地域 及び建造物の周囲(市長が指定する区域に限る。)

- (3) 広島県文化財保護条例(昭和51年広島県条例第3号)の規定により県重要文化財、県有形 民俗文化財又は県史跡名勝天然記念物として指定された地域及び建造物の周囲(市長が指定す る区域に限る。)
- (4) 福山市文化財保護条例(昭和41年条例第100号)の規定により市指定文化財として指定された地域及び建造物の周囲(市長が指定する区域に限る。)
- (5) 広島県自然環境保全条例(昭和47年広島県条例第63号)の規定により緑地環境保全地域として指定された区域(市長が指定する区域を除く。)
- (6) 自然公園法 (昭和32年法律第161号) の規定により指定された国立公園の区域 (市長が指定する区域を除く。)
- (7) 広島県立自然公園条例(昭和34年広島県条例第41号)の規定により指定された広島県立自然公園の区域(市長が指定する区域を除く。)
- (8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)の規定により設置された都市公園の区域
- (9) 山陽自動車道、道路法(昭和27年法律第180号)の規定により自動車専用道路として指定された道路又は道路の部分(休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除
  - く。) 及び山陽新幹線鉄道の全区間
- (10) 道路及び鉄道(前号に掲げるものを除く。)で、市長が指定する区間
- (11) 道路又は鉄道に接続する地域で、市長が指定する区域
- (12) 道路の分離帯及び交通島
- (13) 河川、湖沼、渓谷、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (14) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (15) 官公署、公民館及び公衆便所の建物の敷地
- (16) 学校、図書館、資料館、博物館、美術館、音楽堂、体育館、病院、変電所その他の公共施設の建物の敷地
- (17) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲(市長が指定する区域に限る。)
- (18) 社寺、教会、火葬場及び葬祭場の建物の敷地
- 2 市長は、区域等の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### (禁止物件)

- 第11条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
  - (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び地下道の上屋
  - (2) 公共物である石垣及び擁壁並びにこれらに類するもの
  - (3) 街路樹及び路傍樹
  - (4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、防護柵、駒止め及び里程標並びに これらに類するもの
  - (5) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
  - (6) 郵便差出箱、信書便差出箱、街頭公衆電話用ボックス及び路上変圧器並びにこれらに類するもの
  - (7) 送電塔、送受信塔及び照明塔

- (8) 煙突、ガスタンク及び水道タンク並びにこれらに類するもの
- (9) 形像、神仏像及び記念碑並びにこれらに類するもの
- (10) 前条第1項第2号から第4号まで、第15号、第16号又は第18号に規定する建造物又は建物
- 2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。
  - (1) 電柱、街路灯柱及び消火栓標識並びにこれらに類するもの
  - (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

#### 第4章 許可

(許可)

- 第12条 前章に定めるもののほか、市の区域内においては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- 2 前項の許可は、1年を超えない規則で定める期間ごとに、その更新を受けなければ、その期間 の経過によって、その効力を失う。
- 3 第1項の許可には、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。
- 4 前項の条件は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 5 前2項の規定は、第2項の規定による許可の更新について準用する。

(許可の基準)

- 第13条 市長は、前条第1項の許可の申請が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する見地から規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可の申請が前項の規則で定める基準に適合 していると認められない場合において、当該申請に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置す ることが公益上必要であり、かつ、特にやむを得ないと認めるときは、前条第1項の許可をする ことができる。
- 3 市長は、前条第1項の許可の申請をした者が、第16条の規定によりその受けた許可の全部又は 一部を取り消され、その取消しの日から1年を経過していない者であるときは、同項の許可をし ないことができる。
- 4 市長は、第1項に規定する規則を制定し、又は改廃し、及び第2項の規定により前条第1項の 許可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(許可を受けた者の地位の承継)

- 第14条 第12条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る広告物若しくは掲出物件を譲り受け、 又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 2 第12条第1項の許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人(相続人が2人

以上ある場合において、その全員の同意により当該広告物又は掲出物件を承継すべき相続人を選 定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許 可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第12条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

#### (変更の許可等)

- 第15条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるとき及び第27条第1項の規定による命令に従いされる変更であるときは、この限りでない。
- 2 第12条第3項及び第4項並びに第13条の規定は、前項本文の許可について準用する。
- 3 第12条第1項の許可を受けた者は、その氏名又は名称その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。 (許可の取消し)
- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該広告物又は掲出物件に係る 第12条第1項の許可を取り消すことができる。
  - (1) 第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件が第13条第1項の規則で定める基準(第21条第2項の規定による第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件にあっては、第21条第2項の規則で定める基準。第27条第1項第3号において同じ。)に適合しなくなったとき(第13条第2項の規定による第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件にあっては、当該許可の範囲内において当該基準に適合しない場合を除く。)。
  - (2) 第12条第1項の許可を受けた者が次のアからキまでのいずれかに該当するとき。
    - ア 虚偽の申請その他不正の手段により第12条第1項又は前条第1項の許可を受けたとき。
    - イ 第12条第3項の条件に違反したとき。
    - ウ 第14条第3項、前条第3項、次条第3項又は第27条第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
    - エ 前条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他規則で 定める事項を変更したとき。
    - オ 次条第1項の規定に違反したとき。
    - カ 第20条の規定に違反する広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。
    - キ 第27条第1項の規定による命令(除却の命令を除く。)に違反したとき。

#### (管理者の設置)

- 第17条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。
- 2 第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件のうち規則で定める広告物又は掲出物件については、管理者は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者で

なければならない。

- 3 第12条第1項の許可を受けた者は、第1項の規定により管理者を置いたときは、規則で定めるところにより、14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。管理者を変更したとき又は管理者につき、その氏名若しくは名称その他規則で定める事項に変更があったときも同様とする。
- 4 市長は、第2項に規定する規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(管理者の義務)

第18条 管理者は、第3条に定めるもののほか、良好な景観及び風致を害し、並びに公衆に対する 危害を及ぼすおそれがないように、その管理する広告物又は掲出物件につき、必要な注意をしな ければならない。

(点検)

第18条の2 第17条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有 し、又は占有する広告物又は掲出物件について、管理者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合 部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

(除却義務)

- 第19条 第12条第1項の許可を受けた者は、同条第2項の期間の経過によって当該許可がその効力 を失ったとき、又は第16条の規定により当該許可が取り消されたとき(第27条第3項の規定によ り当該許可が取り消されたものとみなされる場合を除く。)は、30日以内に、当該広告物又は掲 出物件を除却しなければならない。
- 2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項の規定により当該許可に係る広告物又は掲出物件を除却したときは、規則で定めるところにより、14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。第27条第1項の規定による除却の命令その他の理由により当該許可に係る広告物又は掲出物件を除却したときも同様とする。
- 3 前項前段の規定は、第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件が滅失した場合に準用する。

(許可証票等の表示)

第20条 第12条第1項の許可に係る広告物及び掲出物件は、当該許可に係る証票が貼付され、又は 当該許可に係る押印若しくは打刻印がされていなければならない。

# 第5章 広告物活用地区

(広告物活用地区)

- 第21条 市長は、活力ある街並みを維持する上で広告物を活用することが重要な役割を果たすと認められる区域(第10条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。)を広告物活用地区として指定することができる。
- 2 広告物活用地区において表示される広告物又は設置される掲出物件については、第13条の規定 にかかわらず、市長は、第12条第1項の許可の申請が第13条第1項に規定する見地及び広告物を 活用し、活力ある街並みを維持する見地から規則で定める基準に適合していると認めるときは、

第12条第1項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による区域の指定をし、及び前項に規定する規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第6章 景観保全型広告物整備地区

(景観保全型広告物整備地区)

- 第22条 市長は、良好な景観を保全するため景観と調和のとれた広告物を表示し、又は掲出物件を 設置することが特に必要と認められる区域を景観保全型広告物整備地区として指定することがで きる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による区域の指定をしようとする場合に準用する。 (基本方針)
- 第23条 市長は、その指定する景観保全型広告物整備地区ごとに広告物の表示及び掲出物件の設置 に関する基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
  - (2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示及び設置の方法に関する 事項
- 3 景観保全型広告物整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、 基本方針に従って広告物を表示し、又は掲出物件を設置するよう努めなければならない。
- 4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を 聴かなければならない。
- 5 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(届出)

- 第24条 景観保全型広告物整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 2 前項に規定する者が、当該広告物又は掲出物件について第12条第1項の許可の申請をしたときは、その者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(助言及び勧告)

- 第25条 市長は、前条第1項の規定による届出をした者(同条第2項の規定により届出をしたものとみなされる者を含む。)に対し、当該届出(同項の規定により届出をしたものとみなされる者にあっては、第12条第1項の許可の申請)があった日の翌日から起算して30日以内に限り、基本方針の内容に照らして必要な助言又は勧告をすることができる。
- 2 前条第1項の規定による届出をした者(同条第2項の規定により届出をしたものとみなされる者を除く。)は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、当該届出の内容が基本方針の内容に照らして相当である旨の市長の通知を受けた後においては、この限りでない。

#### 第7章 適用除外

(適用除外)

- 第26条 次に掲げる広告物及び掲出物件については、第10条及び第11条並びに第4章から前章までの規定は、適用しない。
  - (1) 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び地方公共団体の執行機関の規則(規程を含む。)(第35条第3項において「法律等」という。)の規定に基づき表示し、又は設置されるもの(規則で定めるものを除く。)
  - (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもの
  - (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙運動のために使用される文書図画に該当するもの
- 2 国若しくは地方公共団体若しくは公共的団体が寄付を受けて設置し、若しくは取得した公共の 用に供される施設又は物件に寄贈者名の表示(規則で定める基準に適合するものに限る。)をす る広告物及び掲出物件については、第10条及び第11条並びに第4章の規定は、適用しない。
- 3 政党、労働組合その他これらに類するものがその活動又は行事のために表示し、又は設置する 広告物及び掲出物件については、第10条、第11条第1項及び第4章の規定は、適用しない。
- 4 次に掲げる広告物及び掲出物件については、第10条及び第4章の規定は、適用しない。
  - (1) 自己の氏名若しくは名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所において表示し、又は設置されるもの(規則で定める基準に適合するものに限る。)
  - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置されるもの(前号に掲げるものを除き、規則で定める基準に適合するものに限る。)
  - (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物(規則で定める基準に適合するものに限る。)
  - (4) 冠婚葬祭、祭礼若しくは運動会のため、規則で定める期間内に限り表示し、又は設置されるもの
  - (5) 講演会、展覧会、音楽会その他興行のため、その会場の敷地内に、規則で定める期間内に 限り表示し、又は設置されるもの
  - (6) 電車又は乗合自動車に表示される広告物(規則で定める基準に適合するものに限る。)
  - (7) 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物(電車又は乗合自動車に表示されるものを除く。)
- 5 次に掲げる広告物及び掲出物件(第10条第1項各号に掲げる地域若しくは場所において表示し、又は設置されるものに限る。)については、同条の規定にかかわらず、第4章の規定を適用する。この場合において、第12条第1項中「市の区域内」とあるのは、「第10条第1項各号に掲げる地域又は場所」とする。
  - (1) 自己の氏名若しくは名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所において表示し、又は設置されるもの (前項第1号に掲げるものを除き、規則で定める基準に適合するものに限る。)
  - (2) 道標、案内図板その他公共的目的を有する広告物並びに公衆の利便に供することを目的と

して表示し、又は設置されるもの(規則で定める基準に適合するものに限る。)

- 6 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第10条の規定は、適用しない。
- 7 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第10条及び第11条(第1項第1号及び第3号から第6号までを除く。)の規定は、適用しない。
- 8 次に掲げる広告物及び掲出物件については、第11条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
  - (1) 第11条第1項第7号又は第8号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が自己の氏名若しくは名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示し、及び設置するもの (規則で定める基準に適合するものに限る。)
  - (2) 第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物(前号に掲げるものを除く。)
- 9 市長は、第2項、第4項第1号、第2号、第3号若しくは第6号、第5項第1号若しくは第2号、第6項、第7項又は前項第1号に規定する規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

### 第8章 監督

(違反に対する措置)

- 第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する広告物を表示し、若しくはこれに該当する掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの除却、改修、移転その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
  - (1) 第9条、第10条第1項、第11条、第12条第1項、第15条第1項又は第19条第1項の規定に 違反するもの
  - (2) 第12条第3項(同条第5項及び第15条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違 反するもの
  - (3) 第13条第1項の規則で定める基準に適合しないもの(同条第2項の規定による第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件にあっては、当該許可の範囲内において当該基準に適合しないものを除く。)
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは 当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないとき は、これらの措置を自ら行い、又はその職員若しくはその委任した者に行わせることができる。 ただし、掲出物件を除却する場合においては、市長は、5日以上の期限を定め、その期限までに 除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその職員若しくはその委任した者

が除却する旨を告示しなければならない。

- 3 第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件について第1項の規定による除却の命令がされたときは、当該許可は、取り消されたものとみなす。
- 4 第1項の規定による命令(第12条第1項の許可に係る広告物又は掲出物件についての命令にあっては、除却の命令を除く。)を受けた者は、当該命令に係る措置を採ったときは、規則で定めるところにより、14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

- 第27条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
  - (3) 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

- 第27条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
  - (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日の翌日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間)、市役所の掲示場に掲示すること。
  - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第27条の7において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則で定める方法により周知すること。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第27条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、 当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に 関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるとき は、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。 (保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第27条の5 市長は、法第8条第3項の規定により、保管した広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第27条の6 法第8条第3項第1号の条例で定める期間は、7日とする。

- 2 法第8条第3項第2号の条例で定める期間は、3月とする。
- 3 法第8条第3項第3号の条例で定める期間は、14日とする。

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第27条の7 市長は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受

けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。 (報告徴収及び立入検査)

- 第28条 市長は、広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、報告を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

#### 第9章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

- 第29条 市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければ ならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請 に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされ るまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有 効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

- 第29条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 住所、商号及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。 以下同じ。)の氏名
  - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
  - (5) 第31条第1項の規定により第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第29条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第29条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録

を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

#### (登録の拒否)

- 第29条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第29条の2第1項の 登録申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実 の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
  - (1) 第32条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
  - (2) 屋外広告業者 (第29条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下 同じ。) で法人であるものが第32条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
  - (3) 第32条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号 又は次号のいずれかに該当するもの
  - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
  - (7) 第29条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

#### (登録事項の変更の届出)

- 第29条の5 屋外広告業者は、第29条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から 第7号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があった事項を屋外広告業者登録 簿に登録しなければならない。
- 3 第29条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第29条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

#### (廃業等の届出)

第29条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告 業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その 効力を失う。

(登録の抹消)

第29条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第32条の2第1項の規定 により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登 録を抹消しなければならない。

(講習会)

- 第30条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識 を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づいて開催する講習会の運営に関する事務を他の者に委託することが できる。
- 3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

- 第31条 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務 主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
  - (1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
  - (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
  - (3) 都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)若しくは他の中核市(同法第252条の22第1項の中核市をいう。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者
  - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検 定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
  - (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと 認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。
  - (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関する業務
  - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関する業務
  - (3) 第31条の3に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関する業務

(標識の掲示)

第31条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第29条の2第1項第2号の営業所ごと に、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した 標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第31条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第29条の2第1項第2号の営業所ごと に帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければなら ない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第32条 市長は、市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

- 第32条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
  - (2) 第29条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 第29条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 第29条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

- 第32条の3 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、規則で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該 処分の年月日、内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

- 第32条の4 市長は、市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(広島県の登録を受けた者に関する特例)

第32条の5 第29条から第29条の6まで、第29条の8及び第32条の2の規定は、広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号。以下「県条例」という。)第22条第1項又は第3項の登録を受けている者(第29条の4第1項第1号から第3号まで又は第5号から第7号までのいずれかに

該当する者を除く。以下「県登録者」という。)には、適用しない。

- 2 県登録者であって市の区域内で屋外広告業を営むものについては、前項に掲げる規定を除き、 第29条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。
- 3 県登録者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は市の区域内で屋外広告業を廃止したときも同様とする。
- 4 屋外広告業者が県条例第22条第1項の登録を受けたときは、その者に係る第29条第1項又は第 3項の登録は、その効力を失う。
- 5 市長は、県登録者であって市の区域内で屋外広告業を営むものが、第32条の2第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 6 第29条の4第2項及び第32条の3第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

#### 第10章 雑則

(告示)

第33条 市長は、区域等の指定又は第21条第1項若しくは第22条第1項の規定による区域の指定を したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

- 第34条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
  - (1) 第12条第1項の許可、同条第2項の許可の更新又は第15条第1項の変更の許可を受けよう とする者 別表に定める額
  - (2) 第29条第1項の規定による屋外広告業の登録又は同条第3項の規定による屋外広告業の更新の登録を受けようとする者 1件につき10,000円
  - (3) 第30条第1項の規定により市長が開催する講習会の講習を受けようとする者 4,000円
- 2 既に納付した手数料は、環付しない。

(経過措置)

- 第35条 区域等の指定の際現に効力を有する第12条第1項の許可を受けて当該指定のあった区域又 は区間において表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、同条第2項の期 間が経過するまでの間に限り、当該指定がなかったものとみなして、この条例の規定を適用す る。この場合においては、当該期間が経過した日の翌日に当該指定があったものとする。
- 2 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は 改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置 を含む。)を定めることができる。
- 3 前項の規定は、法律等の制定若しくは改廃又は法律等に基づく行政庁の処分その他の行為に伴い第10条第1項各号に掲げる地域若しくは場所又は第11条第1項各号に掲げる物件の範囲に変更が生じることとなる場合に準用する。

#### 第11章 罰則

(罰則)

- 第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第29条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
  - (2) 不正の手段により第29条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第32条の2第1項又は第32条の5第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者 第36条の2 第27条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第10条第1項、第11条、第12条第1項、第19条第1項又は第25条第2項の規定に違反した 者
  - (2) 第15条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他規則で定める事項を変更した者
  - (3) 第24条第1項の規定による届出をしないで広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
  - (4) 第29条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (5) 第31条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - (2) 第32条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、第36条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は 人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

- 第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
  - (1) 第29条の7第1項の規定による届出を怠った者
  - (2) 第31条の2に規定する標識を掲げない者
  - (3) 第31条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

# 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2章の規定は、同年1月1日から施行する。

(許可等の処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に、県条例の規定により広島県知事がした許可等の処分その他の行為(以下

この項において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に県条例の規定により広島県知事に対してしている許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定により市長がした処分等の行為又は市長に対してした申請等の行為とみなす。

3 前項の場合において、第12条第2項に規定する期間は、県条例第2条第1項の規定により広島 県知事がした許可の日から起算するものとする。

(禁止地域等及び禁止物件に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に効力を有する附則第2項の規定により市長のしたものとみなされた第 12条第1項の許可を受けて表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件については、同条第2項に規定する期間が経過するまでの間に限り、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

(許可証票等に関する経過措置)

5 附則第2項の場合においては、県条例第13条本文の規定により表示された許可証票及び同条ただし書の規定により押印された許可証印は、それぞれ第20条の規定により貼付された証票及び同条の規定によりされた押印又は打刻印とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)
- 7 内海町及び新市町の編入 (次項及び附則第11項において「編入」という。)の目前に、内海町及び新市町の区域内の広告物等について、県条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 (平成11年広島県条例第34号。以下「特例条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 8 編入の際現に県条例及び特例条例の規定により広島県知事又は内海町長若しくは新市町長の許可を受け、若しくは適法に表示され、又は設置されている内海町及び新市町の区域内の広告物等でこの条例の規定に適合しないこととなるものに関する取扱いについては、平成18年3月31日までの間(広島県知事又は内海町長若しくは新市町長の許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間)は、この条例の規定にかかわらず、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 9 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間満了後において、この条例の規定に 適合しない広告物等で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお 当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 10 附則第7項の場合において、県条例第13条本文の規定により表示された許可証票及び同条ただし書の規定により押印された許可証印は、それぞれ第20条の規定により貼付された証票及び同条の規定によりされた押印又は打刻印とみなす。
- 11 編入の日前に内海町及び新市町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、 県条例の例による。

#### (沼隈町の編入に伴う経過措置)

- 12 沼隈町の編入(次項及び附則第16項において「編入」という。)の日前に、同町の区域内の 広告物等について、県条例及び特例条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条 例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 13 編入の際現に県条例及び特例条例の規定により広島県知事若しくは沼隈町長の許可を受け、 又は適法に表示され、若しくは設置されている沼隈町の区域内の広告物等でこの条例の規定に適 合しないこととなるものに関する取扱いについては、平成20年3月31日までの間(広島県知事又 は沼隈町長の許可を受けていたものにあっては、当該許可の期間)は、この条例の規定にかかわ らず、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 14 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間の満了後において、この条例の規定に適合しない広告物等で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該広告物等を表示し、又は設置することができる。
- 15 附則第12項の場合において、県条例第13条本文の規定により表示された許可証票及び同条ただし書の規定により押印された許可証印は、それぞれ第20条の規定により貼付された証票及び同条の規定によりされた押印又は打刻印とみなす。
- 16 編入の日前に沼隈町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

# (神辺町の編入に伴う経過措置)

- 17 附則第7項から第10項までの規定は、神辺町の編入について準用する。この場合において、 附則第7項中「内海町及び新市町」とあるのは「神辺町」と、附則第8項中「内海町長若しくは 新市町長」とあるのは「神辺町長」と、「内海町及び新市町」とあるのは「神辺町」と、「平成 18年3月31日」とあるのは「平成21年3月31日」と読み替えるものとする。
- 18 神辺町の編入の日前に神辺町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県 条例の例による。
- 附 則(平成14年12月20日条例第109号) この条例は、平成15年2月3日から施行する。
- 附 則(平成15年3月25日条例第31号抄)

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年3月12日条例第19号抄)

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年12月20日条例第90号)
  - この条例は、平成17年2月1日から施行する。
- 附 則(平成17年3月24日条例第22号)
  - この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第147号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福山市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第29条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間(当該期間内にこの条例による改正後の福山市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第29条の4第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けないで、なお従前の例により、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に新条例第29条の2の規定による登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項各号のいずれかに該当する者については、新条例 第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成23年12月22日条例第31号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)附則第1条本文に規定する政 令で定める日から施行する。

附 則(平成25年9月26日条例第33号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月22日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項第2号の改正規定(「第13条第1項」の次に「、第17条第2項」を加える部分に限る。)、第16条第2号ウの改正規定、第17条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、同条に1項を加える改正規定及び第18条の次に1条を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第34条関係)

種別	区分	区分    単位		手数料の額			
			光源を使用したも	光源を使用しない			
			<i>ත</i>	もの			
広告板、広告塔又	10平方メートル以下	1個につき	1,780円	1,060円			
は掲示板	のもの						
	10平方メートルを超	1個につき	4,950円	3,720円			
	え30平方メートル以						
	下のもの						
	30平方メートルを超	1個につき	4,950円に30平方	3,720円に30平方			
	え140平方メートル以		メートルを超える	メートルを超える			
	下のもの		10平方メートルま	10平方メートルま			
			でごとに1,780円	でごとに1,060円			
			を加算した額	を加算した額			
	140平方メートルを超	1個につき	26, 560円	17,710円			
	えるもの						
立看板等		1個につき		530円			
電柱広告	添加	1個につき	530円	350円			
	巻き	1個につき		350円			
電車又は乗合自動		1平方メートル	890円	530円			
車に表示する広告		につき					
物							
広告旗		1枚につき		890円			
気球広告		1個につき	1,780円	1,240円			
はり札等		1個につき		370円			
はり紙		1件につき100枚		530円			
		までごとに					

備考 はり紙については、形状及び意匠が同一のものは、1件とする。

改正 平成15年1月31日規則第29号 平成17年3月28日規則第83号 平成19年12月28日規則第51号 令和2年3月30日規則第21号

平成17年1月31日規則第3号 平成18年2月28日規則第53号 平成25年9月26日規則第35号 令和3年12月22日規則第57号

# 第1章 総則

(趣旨)

(3)

第1条 この規則は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)及び福山市屋 外広告物条例(平成9年条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める ものとする。

#### 第2章 許可

(許可の申請)

- 第2条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書により市長に申請をしなければならない。
- 2 前項の屋外広告物許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 付近見取図
  - (2) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所及び方法を示す図面
  - (3) 広告物又は掲出物件の形状、面積、材質及び構造を示す仕様書及び図面
  - (4) 広告物又は掲出物件の色彩及び意匠を示す図面
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の場合において、第1項の申請が立看板等、電車若しくは乗合自動車に表示する広告物、 はり札等又ははり紙に係るものであるときは、市長は、前項各号に掲げる書類の一部について添 付することを要しないこととすることができる。
- 4 第1項の場合において、当該申請が第12条の2に規定する広告物又は掲出物件に係るものであるときは、次に掲げる期間に当該申請を行う場合を除き、第2項各号に掲げる書類のほか、条例第18条の2の点検の結果(以下「点検結果」という。)を添付しなければならない。
  - (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の日から起算して5年を経過する日までの期間
  - (2) この項の規定により点検結果を添付して行った申請に係る許可の期間の始期から起算して 2年を経過する日までの期間

(許可の更新の申請)

- 第3条 条例第12条第2項の規定による許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書により市長に申請をしなければならない。
- 2 前項の屋外広告物許可更新申請書には、当該申請が条例第15条第1項ただし書に規定する軽微

な変更に係るものであるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 広告物又は掲出物件の形状及び面積について変更の前後が比較できる図面
- (3) 広告物又は掲出物件の色彩及び意匠について変更の前後が比較できる図面
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前条第4項の規定は、第1項の申請について準用する。

(許可の有効期間)

第4条 条例第12条第2項の規則で定める期間は、広告物又は掲出物件のうち立看板等、広告旗 (横断幕、のぼり及び旗に限る。第12条において同じ。)、気球広告、はり札等及びはり紙にあっては1月とし、その他の広告物又は掲出物件にあっては1年とする。

(許可の基準)

- 第5条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。
- 2 景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項に規定する景観地区(以下「景観地区」という。)に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に条例第12条第1項の許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件が、別表に定める基準のうち景観地区に関するもの(以下「景観地区基準」という。)に適合しない場合又は景観地区基準に適合しない部分を有する場合においては、当該広告物若しくは掲出物件又はその適合しない部分に対しては、景観地区基準は、適用しない。
- 3 前項の規定は、景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した広告物又は掲出物件に対しては、適用しない。

(許可を受けた者の地位の承継の届出)

第6条 条例第14条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者承継届によって行わなければならない。

(許可の変更事項)

第7条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、材質及び構造とする。

(変更の許可の申請)

- 第8条 条例第15条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可変更申請書により市長に申請をしなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、屋外広告物許可変更申請書について準用する。この場合に おいて、同条第2項第2号から第4号までの規定中「を示す」とあるのは「について変更の前後 が比較できる」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第8条第1項」と読み替えるものとす る。

(許可を要しない軽微な変更)

- 第9条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の形状に大幅な変更を伴わず、かつ、面積に10パーセント以上の変更を伴わない変更
  - (2) 広告物又は掲出物件の色彩及び意匠に基本的な変更を伴わない塗替えによる変更
  - (3) 広告物又は掲出物件の位置及び形状に変更を伴わない展覧会、音楽会その他興行の内容に

係る定期的な変更

(許可を受けた者の変更の届出事項)

第10条 条例第15条第3項の規則で定める事項は、住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)とする。

(許可を受けた者の変更の届出)

第11条 条例第15条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者変更届によって行わなければならない。

(管理者の設置を要しない広告物)

第12条 条例第17条第1項ただし書の規則で定める広告物及び掲出物件は、立看板等、広告旗、はり札等及びはり紙とする。

(有資格管理者を設置すべき広告物又は掲出物件)

第12条の2 条例第17条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、広告板及び広告塔のうち、 当該広告物若しくは掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メート ルを超えるものとする。ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表 示するものを除く。

(管理者の資格)

- 第12条の3 条例第17条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
  - (2) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第2条第1項に規定する建築士
  - (3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士
  - (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに規定する主任技 術者免状の交付を受けている者
  - (5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者

(管理者の設置の届出)

第13条 条例第17条第3項前段の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届によって行わなければならない。

(管理者の変更の届出事項)

第14条 条例第17条第3項後段の規則で定める事項は、住所(法人にあっては、主たる事務所の所 在地)とする。

(管理者の変更の届出)

第15条 条例第17条第3項後段の規定による届出は、屋外広告物管理者変更届によって行わなければならない。

(除却の届出)

- 第16条 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届によって行わなければならない。
- 2 前項の屋外広告物除却届には、除却したことを示す写真を添付しなければならない。

(滅失の届出)

- 第17条 条例第19条第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届によって行わなければならない。
- 2 前項の屋外広告物滅失届には、滅失したことを示す写真を添付しなければならない。

#### 第3章 景観保全型広告物整備地区

(景観保全型広告物整備地区における設置の届出)

- 第18条 条例第24条第1項の規定による届出は、屋外広告物設置届によって行わなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の屋外広告物設置届について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の申請」とあるのは、「条例第24条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。

#### 第4章 適用除外の基準等

(条例第26条第2項に規定する適用除外の基準)

- 第19条 条例第26条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外 郭線内を1平面と見なしたものの10分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下又は2分の1 以下で、かつ、0.2平方メートル以下であること。
  - (2) 広告物又は掲出物件の個数は、一の施設又は物件につき1個であること。

(条例第26条第4項第1号に規定する適用除外の基準)

- 第20条 条例第26条第4項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の表示面積の合計は、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所当たり次のとおりであること。
    - ア 条例第10条に規定する地域又は場所に表示し、又は設置するものにあっては、7平方メートル以下であること。
    - イ 条例第10条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に表示し、又は設置するものにあっては、10平方メートル以下であること。
    - ウ 景観地区に表示し、又は設置するもので、自ら発光(反射光を除く。)し、表示内容を変えるもの(60秒以上静止した画像のみを表示するものを除く。以下「可変表示式広告物」という。)にあっては、5平方メートル以下であること。
  - (2) 広告物又は掲出物件は、敷地の境界線を越えて突き出さないこと。

(条例第26条第4項第2号に規定する適用除外の基準)

- 第21条 条例第26条第4項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の表示面積の合計は、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所当たり次のとおりであること。
    - ア 条例第10条に規定する地域又は場所に表示し、又は設置するものにあっては、3平方メートル以下であること。

- イ 条例第10条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に表示し、又は設置するものにあっては、5平方メートル以下であること。
- (2) 広告物又は掲出物件は、敷地の境界線を越えて突き出さないこと。

(条例第26条第4項第3号に規定する適用除外の基準)

第22条 条例第26条第4項第3号の規則で定める基準は、広告物又は掲出物件の表示面積の合計が、工事現場の板塀その他これに類する仮囲い1面につき3平方メートル以下であることとする。

(条例第26条第4項第4号に規定する適用除外となる期間)

第23条 条例第26条第4項第4号の規則で定める期間は、2週間とする。

(条例第26条第4項第5号に規定する適用除外となる期間)

第24条 条例第26条第4項第5号の規則で定める期間は、当該講演会、展覧会、音楽会その他興行 が開催される日の1月前から終了する日までとする。

(条例第26条第4項第6号に規定する適用除外の基準)

第25条 条例第26条第4項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 電車に表示される広告物又は掲出物件
  - ア 車体に塗装されるもの 窓以外に塗装されているものであること。
  - イ ア以外のもの
    - a 表示箇所は、側面であること。
    - b 大きさは、縦0.6メートル以下、横0.9メートル以下であること。
    - c 個数は、1側面につき2個以下であること。
- (2) 乗合自動車に表示される広告物又は掲出物件
  - ア 車体に塗装されるもの

窓以外に塗装されているものであること。

- イ ア以外のもの
  - a 表示箇所は、側面又は後面であること。
  - b 大きさは、次のとおりであること。
    - (a) 側面に表示されるものにあっては、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下である こと。
    - (b) 後面に表示されるものにあっては、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下である こと。
  - c 個数は、1面につき1個であること。

(条例第26条第5項第1号に規定する適用除外の基準)

- 第26条 条例第26条第5項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の表示面積の合計は、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業所当たり7平方メートルを超え、10平方メートル以下であること。
  - (2) 広告物又は掲出物件は、敷地の境界線を越えて突き出さないこと。

(条例第26条第5項第2号に規定する適用除外の基準)

- 第27条 条例第26条第5項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 道標及び案内図板
    - ア 表示面積の合計は、1平方メートル以下であること。
    - イ 個数は、2個以下であること。
    - ウ 店名、事業内容、方向、距離等その他道標又は案内図板としての目的を達成するために必要な最少限の事項を表示するものであること。
  - (2) 公共的目的を有する広告物又は掲出物件及び公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件
    - ア 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
    - イ 高さは、6メートル以下であること。

(条例第26条第6項に規定する適用除外の基準)

- 第27条の2 条例第26条第6項の規定により許可を受けようとする広告物又は掲出物件は、次に掲げる基準に適合するものとする。
  - (1) 表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。
  - (2) 道路を横断する場合における路面から当該広告物又は当該掲出物件の下端までの高さは、 車道上(歩道と車道の区別がない道路上を含む。以下同じ。)にあっては5メートル以上、歩 道上にあっては3.5メートル以上であること。

(条例第26条第7項に規定する適用除外の基準)

- 第27条の3 条例第26条第7項の規定により許可を受けようとする広告物又は掲出物件は、次に掲げる基準に適合するものとする。
  - (1) 表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。
  - (2) 道路を横断する場合における路面から当該広告物又は当該掲出物件の下端までの高さは、 車道上にあっては5メートル以上、歩道上にあっては3.5メートル以上であること。

(条例第26条第8項第1号に規定する適用除外の基準)

- 第28条 条例第26条第8項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 広告物又は掲出物件の表示面積の合計は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭 線内を1平面とみなしたものの3分の1以下で、かつ、50平方メートル以下であること。
  - (2) 広告物又は掲出物件の個数は、1物件につき2個以下であること。

# 第5章 監督

(措置完了の届出)

- 第29条 条例第27条第4項の規定による届出は、屋外広告物措置完了届によって行わなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の屋外広告物措置完了届について準用する。この場合において、同条第2項第2号から第4号までの規定中「を示す」とあるのは「について措置の前後が比較できる」と、「図面」とあるのは「図面及び写真」と、同条第3項中「第1項の申請」とあるのは「条例第27条第4項の規定による届出」と読み替えるものとする。

(特に貴重な広告物又は掲出物件を保管した場合の周知の方法)

第29条の2 条例第27条の3第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 市の広報紙に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- 2 条例第27条の3第2号の規定による周知は、前項各号に掲げる方法のうち1以上の方法により 行わなければならない。

(保管した広告物又は掲出物件の売却の方法)

- 第29条の3 条例第27条の5の規則で定める方法は、一般競争入札又は指名競争入札とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約によることができるものとする。
  - (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付しても入札者がないとき。
  - (2) 売却に係る予定価格が30万円以下のとき。
  - (3) その他一般競争入札又は指名競争入札に付することが適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、保管した広告物又は掲出物件を一般競争入札により売却しようとするときは、その入 札期日の前日から起算して5日前までに、次に掲げる事項を掲示その他の方法で公告しなければ ならない。
  - (1) 売却しようとする広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (2) 入札の日時及び場所
  - (3) 契約条項の概要
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、保管した広告物又は掲出物件を指名競争入札により売却しようとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 4 市長は、保管した広告物又は掲出物件を随意契約により売却しようとするときは、なるべく2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(立入調査に係る身分証明書)

第30条 条例第28条第2項及び第32条の4第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明 書は、別記様式第1号による。

# 第6章 屋外広告業

(登録の更新の申請期限)

第31条 条例第29条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに申請しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

- 第32条 条例第29条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合にあってはその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。)、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第29条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力 を有しない未成年者である場合にあっては当該登録申請者及びその法定代理人)の略歴を記載 した書面及び住民票の写し又はこれに代わる書面
- (4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の通知)

第33条 条例第29条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業登録証の交付により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第34条 条例第29条の4第2項の規定による通知は、屋外広告業登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項の変更の届出)

- 第35条 条例第29条の5第1項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届によって行 わなければならない。
- 2 条例第29条の5第3項の規定において準用する条例第29条の2第2項の規則で定める書類は、 次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - (1) 条例第29条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあっては登記事項証明書、個人である場合にあっては住民票の写し又はこれに代わる書面
  - (2) 条例第29条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
  - (3) 条例第29条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員に就任した者があるときは、その者に係る第32条第1号及び第3号に掲げる書面
  - (4) 条例第29条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面並びに法定代理人に交代があったときは、第32条第1号に掲げる書面及び同条第3号の略歴を記載した書面
  - (5) 条例第29条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 その業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び業務主任者が交代したときは、新たに業務主任者となった者が条例第31条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

- 第36条 屋外広告業者登録簿(次項において「登録簿」という。)を閲覧しようとする者(同項において「閲覧者」という。)は、屋外広告業者登録簿閲覧申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
  - (1) 登録簿を損傷し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) この規則に違反し、又は登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

(3) その他登録簿の管理のため、市長が必要と認めるとき。

(廃業等の届出)

第37条 条例第29条の7第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届に屋外広告業登録証を添付して行わなければならない。

(講習会)

- 第38条 条例第30条第1項の規定により市長の開催する講習会(以下「講習会」という。)を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書を市長に提出しなければならない。
- 2 講習会の講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。
  - (1) 屋外広告物に関する法令 3時間以上
  - (2) 屋外広告物の表示に関する事項 3時間以上
  - (3) 屋外広告物の施工に関する事項 4時間以上
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に規定する講習科目の受講 を免除するものとする。
  - (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
  - (3) 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに規定する主任技術者免状の交付を受けて いる者
  - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員 免許所持者、職業訓練指導員資格保有者、技能検定試験合格者又は職業訓練修了者
- 4 前項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、第1項の屋外広告物講習会受講申込書にその旨を記載するとともに前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付して市長に申請をしなければならない。
- 5 市長は、講習会を開催する期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公告 するものとする。

(修了証の交付)

第39条 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証を交付するものとする。

(講習会修了者等と同等以上の知識を有する者)

第39条の2 条例第31条第1項第5号に規定する者は、屋外広告業を営む者の営業所において、10 年以上屋外広告物の表示及び設置に関する業務に従事した者とする。

(標識の記載事項)

- 第39条の3 条例第31条の2の規則で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第29条の3第1項第2号の登録年月日
  - (2) 営業所の名称
  - (3) 業務主任者の氏名
  - (4) 法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 条例第31条の2に規定する標識の掲示は、屋外広告業者登録票により行わなければならない。
- 3 条例第32条の5第2項の規定により条例第29条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされ

た者(以下「特例屋外広告業者」という。)が標識を掲示する場合にあっては、広島県屋外広告物に関する規則(昭和39年広島県規則第76号。以下「県規則」という。)の規定に基づいて標識に記載した事項に加え、条例第32条の5第3項の規定による届出に基づき付された届出番号を記載しなければならない。

#### (帳簿の記載事項及び保存期間)

- 第39条の4 条例第31条の3の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成するものとし、同条に規定する規則に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 注文者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
  - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (4) 当該表示又は設置の完了年月日
  - (5) 請負金額
- 2 屋外広告業者は、条例第31条の3の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖 後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第39条の5 条例第32条の2第2項の規定において準用する条例第29条の4第2項の規定による通知は、屋外広告業登録取消通知書により行うものとする。

(屋外広告業者監督処分簿)

- 第39条の6 条例第32条の3第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 住所、商号及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏 名)並びに条例第29条の3第1項第2号の登録番号
  - (2) 法人であるものが条例第32条の2第1項の規定により登録を取り消された場合にあっては、処分のあった日の30日前までにその屋外広告業者の役員であった者の氏名
  - (3) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (4) 処分の原因となった事実
  - (5) 処分の根拠となった条例の条項
  - (6) その他参考となる事項
- 2 屋外広告業者監督処分簿は、条例第32条の2第1項の規定による処分1件ごとに作成するものとし、その保存期間は、それぞれ当該処分の日から5年間とする。

(特例屋外広告業の届出)

- 第39条の7 条例第32条の5第3項の規定により届出を行おうとする広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号。以下「県条例」という。)第22条第1項又は第3項の登録を受けている者(条例第29条の4第1項第1号から第3号まで又は第5号から第7号までのいずれかに該当する者を除く。以下「県登録者」という。)は、特例屋外広告業届に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 県条例の規定による登録又は更新の登録を受けたことを証する書面
  - (2) 第32条第2号に掲げる書面
  - (3) その他市長が必要と認める書面

2 市長は、前項の規定により県登録者から特例屋外広告業届の提出があったときは、特例屋外広 告業者届出済証を交付するものとする。

(特例屋外広告業の変更の届出)

- 第39条の8 特例屋外広告業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から30日 以内に特例屋外広告業届出事項変更届に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなけれ ばならない。
  - (1) 住所、商号及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (3) 前号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
  - (4) 県条例第22条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録に係る有効期間
- 2 前項の場合において、当該変更が同項第3号に掲げる事項の変更であるときは、第32条第2号 に掲げる書面を添付しなければならない。

(特例屋外広告業の廃止の届出)

第39条の9 特例屋外広告業者が本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、条例第32条の5第 3項の規定により特例屋外広告業廃止届に特例屋外広告業者届出済証を添付して市長に提出しな ければならない。

(屋外広告業登録済証等の再交付)

- 第39条の10 屋外広告業登録済証、屋外広告物講習会修了証及び特例屋外広告業者届出済証(以下「登録証等」という。)の交付を受けた者(以下「登録証等被交付者」という。)は、登録証等を紛失し、き損し、又は著しく汚損したため登録証等の再交付を受けようとするときは、登録証等再交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、登録証等被交付者が登録証等をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該登録証等を添付しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、登録証等を再交付するものとする。
- 3 登録証等被交付者は、登録証等の再交付を受けた後において、紛失した登録証等を発見したと きは、遅滞なく、これらを市長に返納しなければならない。

# 第7章 雑則

(違反に係るはり紙等の除却に係る身分証明書)

- 第40条 法第7条第4項に規定する市長の命じた者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項に規定する市長の命じた者の身分を示す証票は、別記様式第2号による。

(書類の様式)

第41条 第2条の屋外広告物許可申請書その他のこの規則(第30条及び前条第2項を除く。)に規 定する書類及び条例第27条の7の受領書は、市長が別に定める様式による。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(申請等に関する経過措置)

2 この規則の施行前に県規則の規定により広島県知事がした交付又はこの規則の施行の際現に広島県知事に対して行っている申請で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした交付又は市長に対して行った申請とみなす。

(書類に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にある県規則に規定する様式により使用されている書類で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(許可基準に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に効力を有する条例附則第2項の規定により市長のしたものとみなされた条例第12条第1項の許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、県規則第2条の基準に適合しているもの(第5条の基準に適合していないものに限る。)については、施行日から起算して3年間は、引き続き県規則第2条の基準に適合している限り、第5条の基準に適合しているものとみなす。

(適用除外基準に関する経過措置)

5 この規則の施行の際現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、県規則第3条及び別表第2に規定する基準(以下「県基準」という。)に適合しているもの(県基準に相当する第19条から第22条まで、第25条、第27条又は第28条の基準(以下「市基準」という。)に適合していないものに限る。)については、施行日から起算して3年間は、引き続き県基準に適合している限り、市基準に適合しているものとみなす。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

- 6 内海町及び新市町の編入(以下この項及び次項において「編入」という。)の日前に広島県の 事務を市町村が処理する特例を定める条例(平成11年広島県条例第34号)第2条及び県規則の規 定によりされた申請その他の行為で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することと なる事務に係るものは、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。
- 7 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

8 前2項の規定は、沼隈町の編入について準用する。

(神辺町の編入に伴う経過措置)

9 附則第6項及び第7項の規定は、神辺町の編入について準用する。

附 則(平成15年1月31日規則第29号)

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則(平成17年1月31日規則第3号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第83号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日規則第53号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年12月28日規則第51号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成25年9月26日規則第35号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第21号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定、第3条に1項を加える改正規定、第12条の次に2条を加える改正規定並びに第13条から第15条まで及び第38条第3項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表 (第5条関係)

申請に係る広告物又は掲出物件が次に掲げる基準に適合するものであること。

# 1 共通基準

- (1) 蛍光塗料を使用しないものであること。
- (2) 裏面、側面及び脚部のうち目視できる部分は、塗装その他の装飾により良好な景観に配慮したものであること。
- (3) ネオン管その他の光源を利用するものにあっては、光源を使用しないときにおいても良好な景観を損なわないものであること。
- (4) 景観地区に表示し、又は設置するものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 景観法第72条第1項の規定に基づく条例の規定により定められた工作物の高さの最高限度を超えないものであること(当該基準より厳しい個別基準がある場合は、当該個別基準による。)。
  - イ 可変表示式広告物にあっては、表示面積の合計が5平方メートル以下であること(当該 基準より厳しい個別基準がある場合は、当該個別基準による。)。
  - ウ 照明がフラッシュ式、ストロボ式その他の点滅を行うものでないこと(緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものは除く。)。

#### 2 個別基準

(1) 広告板及び掲示板

#### ア野立広告

- (ア) 高さは、地上6メートル以下であること。
- (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。
- (ウ) 山陽自動車道又は道路法(昭和27年法律第180号)の規定により自動車専用道路 として指定された道路から展望できる接続地域(当該道路の路端からの水平距離が 1,000メートル以内の道路の路面より高い位置の山肌等をいう。以下同じ。)に表示 し、又は設置するものにあっては、当該道路の路端からの水平距離は500メートル以上 であり、かつ、野立広告相互の中心距離は300メートル以上であること。
- (エ) 鉄道(山陽新幹線を除く。以下同じ。)の用地からの水平距離は、15メートル以上であること。
- (オ) 道路に突き出さないものであること。

#### イ 建築物の敷地内に表示するもの

- (ア) 高さは、地上7メートル以下であること。
- (イ) 表示面積の合計は、40平方メートル以下であること。
- (ウ) 道路に突き出す場合にあっては、次のとおりであること。
- a 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
- b 道路への突き出し幅は、道路境界線から1メートル以下であること。

### ウ 建築物を利用するもの

- (ア) 屋上に設置するもの
- a 高さは、広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、20メートル以下であること。
- b 地表から広告物の上端までの高さは、51メートル以下であること。
- c 建築物の外壁の垂直面を越えて突き出さないものであること。
- (イ) 壁面を利用するもの
- a 表示面積の合計は、次のとおりであること。
  - (a) 表示し、又は設置する壁面の面積が150平方メートル未満の場合にあっては、表示し、又は設置する壁面の3分の1以下であること。
  - (b) 表示し、又は設置する壁面の面積が150平方メートル以上の場合にあっては、 150平方メートルを超える部分について、表示し、又は設置する壁面の6分の1に 50平方メートルを加えた面積以下であること。
- b 壁面の上端及び側端からはみ出さないものであること。
- (ウ) 壁面から突き出すもの
- a 表示面積は、1面につき20平方メートル以下であること。
- b 個数は、1壁面につき2個以下であること。
- c 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上

にあっては2.5メートル以上であること。

- d 道路への突き出し幅は、道路境界線から1メートル以下であること。
- e 壁面からの突き出し幅は、2メートル以下であること。
- f 壁面の上端及び側端からはみ出さないものであること。
- エ 工作物を利用するもの
  - (ア) アーチに表示するもの
  - a 表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。
  - b 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては5メートル以上、歩道上に あっては3.5メートル以上であること。
  - c 表示する道路の幅員は、9メートル以下であること。
  - (イ) アーケードに添加するもの
  - a 表示面積の合計は、1個につき2平方メートル以下であること。
  - b 寸法、形状及び設置位置は、一のアーケードにおいて統一されていること。
  - c 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
  - d 個数は、1店舗につき1個(店舗に面する支柱の数が2以上ある店舗にあっては、 その数以下)であること。
  - e 道路への突き出し幅は、道路境界線から1メートル以下であること。
- オ 消火栓標識を利用するもの
  - (ア) 大きさは、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。
  - (イ) 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
  - (ウ) 個数は、1柱につき1個であること。
- カ バス停留所標識に添加するもの

大きさは、縦0.75メートル以下、横0.45メートル以下であること。

- キ 垣、塀等に添加するもの
  - (ア) 表示面積の合計は、表示し、又は設置する壁面の3分の1以下で、かつ、50平方メートル以下であること。
  - (イ) 壁面の上端及び側端からはみ出さないものであること。
- (2) 広告塔
  - ア野立広告
    - (ア) 高さは、地上10メートル以下であること。
    - (イ) 表示面積の合計は、50平方メートル以下であること。
    - (ウ) 山陽自動車道又は道路法の規定により自動車専用道路として指定された道路から 展望できる接続地域に表示し、又は設置するものにあっては、当該道路の路端からの 水平距離は500メートル以上であり、かつ、野立広告相互の中心距離は300メートル以 上であること。
    - (エ) 鉄道の用地からの水平距離は、15メートル以上であること。

- (オ) 道路に突き出さないものであること。
- イ 建築物の敷地内に表示するもの
  - (ア) 高さは、地上15メートル以下であること。
  - (イ) 表示面積の合計は、70平方メートル以下であること。
  - (ウ) 道路に突き出す場合にあっては、次のとおりであること。
  - a 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
  - b 道路への突き出し幅は、道路境界線から1メートル以下であること。
- ウ 建築物を利用する屋上広告
  - (ア) 高さは、広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、20メートル 以下であること。
  - (イ) 地表から広告物の上端までの高さは、51メートル以下であること。
  - (ウ) 建築物の外壁の垂直面を越えて突き出さないものであること。
- (3) 立看板等
  - ア 大きさは、縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
  - イ 脚部の高さは、0.5メートル以下であること。
- (4) 電柱広告
  - ア 添加によるもの
    - (ア) 大きさは、縦1.5メートル以下、横0.8メートル以下であること。
    - (イ) 表示面積の合計は、1平方メートル以下であること。
    - (ウ) 地表から広告物の下端までの高さは、次のとおりであること。
    - a 道路上の電柱に添加するものにあっては、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
    - b aに掲げる電柱以外の電柱に添加するものにあっては、2.5メートル以上であること。
    - (エ) 個数は、1柱につき1個であること。
    - (オ) 信号機のある交差点の側端からの距離は、20メートル以上であること。
    - (カ) 道路の中央側に突き出さず、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。
  - イ 巻き付けによるもの
    - (ア) 大きさは、縦1.5メートル以下、横0.8メートル以下であること。
    - (イ) 表示面積の合計は、1平方メートル以下であること。
    - (ウ) 地表から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。
    - (エ) 個数は、1柱につき1個(1平方メートルの範囲内において分割されている場合は2個)であること。
    - (オ) 電柱等に直塗りしないものであること。
- (5) 電車又は乗合自動車に表示するもの
  - ア 電車に表示するもの

- (ア) 表示箇所は、側面であること。
- (イ) 表示面積の合計は、1面につき4平方メートル以下であること。
- (ウ) 個数は、1面につき4個以下であること。

#### イ 乗合自動車に表示するもの

- (ア) 表示箇所は、側面であること。
- (イ) 大きさは、縦0.7メートル以下、横3.5メートル以下であること。
- (ウ) 個数は、1面につき1個であること。
- (6) 広告旗

# ア 横断幕

- (ア) 表示面積の合計は、1枚につき20平方メートル以下であること。
- (イ) 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
- (ウ) 表示する道路の幅員は、9メートル以下であること。

#### イ 懸垂幕

- (ア) 表示面積の合計は、1枚につき20平方メートル以下であること。
- (イ) 道路に突き出す場合にあっては、次のとおりであること。
- a 路面から広告物の下端までの高さは、車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上であること。
- b 道路への突き出し幅は、道路境界線から1メートル以下であること。
- ウ のぼり及び旗
  - (ア) 表示面積の合計は、1枚につき10平方メートル以下であること。
  - (イ) 地表から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上であること。
- (7) 気球広告

大きさは、縦20メートル以下、横1メートル以下であること。

- (8) はり札等
  - ア 表示面積は、1個につき1平方メートル以下であること。
  - イ 個数は、工作物等の1壁面につき3個以下であること。
- (9) はり紙
  - ア 表示面積は、1枚につき1.5平方メートル以下であること。
  - イ 枚数は、工作物等の1壁面につき5枚以下であること。

別記様式第1号(第30条関係)(略)

別記様式第2号(第40条関係)(略)

# 資料集

Ţ	y	1

(1)	各種様式
-----	------

	・屋外広告物許可申請書 ・屋外広告物許可変更申請書 ・屋外広告物許可更新申請書 ・屋外広告物安全点検報告書 ・屋外広告物(設置者・管理者)変更届 ・屋外広告物除却(滅失)届 ・屋外広告業登録申請書 ・誓約書 ・登録申請者の略歴書 ・屋外広告業登録事項変更届 ・屋外広告業廃業等届 ・特例屋外広告業届出事項変更届 ・特例屋外広告業雇出事項変更届	72 73 74 77 78 79 81 82 83 84 85
(2)	参考資料	
	<ul><li>・告示(禁止地域の指定)</li><li>・福山城周辺景観地区における広告物の制限</li><li>・屋外広告物のルールが変わりました!</li></ul>	

# 屋外広告物許可申請書

年 月 日

福山市長様

整理	番号			受 付	
			号		
手数	料				
			円		
	年	月	日納付		

次のとおり屋外広告物を表示又は屋外広告物を掲出する物件を設置したいので、福山市屋 外広告物条例第12条第1項の規定による許可を申請します。

	(法人の場)	合は、~	その名称。	及び主た	とる事務所	斤の所在:	地並びに	二代表者の	つ名前)	
名前					(ED) Tel	(	)			
管理者住所										
 名前					Ты	(	)			
屋外広告業	者(工事施工	 [業者)	住所		TEL					
 名前					Ты	(	)			
表示又は設立	 置の場所及で	 バ移動す	トるものに	こあって		-				
福山		町		「目	番	5	<del>-</del>			
		ナ	7字			番片	也			
照明設備の	有無	<i>→</i>	7字	しゅ	ん工予定		<u>†</u>			
照明設備の	有無 有	· 無		しゅ	ん工予定		年	月	F	1
照明設備の 添付書類				しゅ	ん工予定			月	F	l
添付書類		• #			ん工予定	· 日	年			
添付書類 <b>1</b>	有	• #	<b>#</b>	3		村質及で	年 年	示す仕様		
添付書類 1 2	有 付近見取図	・ 無 法を示	・図面	3 4	形状面積 色彩及び	材質及び	年 、	示す仕様		
添付書類 1 2	有 付近見取図 場所及び方	・ 無 法を示	・図面	3 4	形状面積 色彩及び	材質及び	年 、	示す仕様		が図面
添付書類 1 2	有 付近見取図 場所及び方 りました屋外	<ul><li>無法を示</li><li>広告物</li></ul>	・図面	3 4 7,許可	形状面積 色彩及び	材質及び	年 、	示す仕様 第	書及で	が図面

# 福山市長

2007-土管-198-2 A4 再生55

整理番号			手数料			受	付	
		号			円			
許可年月日			年	月	日			
年	月	日			納付			

	屋外丛台	物計可多	2. 更申請書			
				年	月	日
福山市	長様					
		申請者住所				
			( )		(	印)
		<b>建</b> 相力	(法人の場合は 事務所の所在	,その名称 地並びに代	及び主た 表者の名	:る  前
許可を受ける許可を申	ている内容を変更したい( 詰します	ので、福山市	屋外広告物条例第	第15条第	1項の規	定に
表示又は設置						
ZOT OCTORINE		町	丁目	<b>香</b>	号	
		大字		番	地	
変更事項	形状・面積・色彩	. 辛尼,投所	. # 1生			
(詳細)	が小・国債・巴杉	・息圧・材質	* (冉.坦			
添付書類						
1	位置図	3 形状间	面積材質及び構造	告を示す仕	鎌書及び	図面

申請のありました屋外広告物について、許可します。 福山市指令 第 号

2 場所及び方法を示す図面 4 色彩及び意匠を示す図面

年 月 日

許可期間 年 月 日から

> 年 月 日まで

# 福山市長

※受付	※整理番号	※手数料		
				Ш
		年	月	日
		·		
		納	入	

### 屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

福山市長様

申請者住所

名前 (印)

連絡先

法人の場合は, その名称, 所在地及び代表者の名前

引き続き次のとおり屋外広告物を表示(屋外広告物を掲出する物件を設置)したいので、福山市屋外広告物条例第12条第2項の規定による許可の更新を申請します。

※種別			光源	※数量				
frife will life	住所							
管理者	名前						電話番号	
表示設置	場所	福山市						
安全点検年	月日		年		月	日	(※更新申請日前3か月以内)	

申請のありました屋外広告物について, 許可します。

許可年月日年月日日本月日福山市指令第号許可期間日本月日日から至年月日

福山市長

### 屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

福山市長様

福山市屋外広告物条例(平成9年条例第60号。以下「条例」という。)第18条の2の規定により、次のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実に相違ありません。

	報告者	名前				)((- h					
(	所有者等)	住所									
	管理者	名 前		資	格名	称					
	(点検者)	住所		Tel							
	整理番号		表示設置場所								
		年 月 日									
	五 <u>一</u> 点検年月日	年月日	広告物の種類								
区分		点 検 内	容	異	常	異	常	の F	内 容	処	理
基	1 上部構造	 fiの支えの傾斜, ぐらつき		有	無					済	未
礎	2 基礎のクラ	ラック,防水層の裂傷等の異常		有	無					済	未
	1 鉄骨の錆	<b>発生,塗装の老朽化</b>		有	無					済	未
支持部	2 鉄骨接続	部(溶接部・プルト)の腐食	食,変形	有	無					済	未
部	3 鉄骨接続	語(ボルト)のゆるみ,欠落		有	無					済	未
取付	4 アンカーホ゛ルト	・取付部プレートの腐食、変形	<b>%</b>	有	無					済	未
部	部 5 ベース周辺, コーキングの老朽化, 溶接部の劣化			有	無					済	未
	6 取付対象	君部(柱・壁・スラブ)取付部周	辺の異常	有	無					済	未
広告	1 広告板面	j・文字等のひどい汚れ,変	色,錆	有	無					済	未
広告板・文字	2 広告板面	i・文字等の破損,変形,ビ	ス等の欠落	有	無					済	未
字	3 枠組み部	3材の破損, ねじれ		有	無					済	未
	1 蛍光灯・用	照明灯・LED の不点,ネオン管の	不発光	有	無					済	未
	2 照明器具	・LED の取付部の破損,変形	, 錆, 漏水	有	無					済	未
電	3 ネオン管・サ	ホポート類の破損		有	無					済	未
気	4 ネオントランス	<ul><li>その周辺の損傷,接続不良</li></ul>	<b></b>	有	無					済	未
設供	5 分電盤の	)腐食,破損		有	無					済	未
備	6 電源配線	経路の腐食,破損,漏電		有	無					済	未
	7 安全ブレー	-カー・タイムスイッチ等の劣化,損傷	<b>宣</b>	有	無					済	未
	8 避雷針の	避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷			無					済	未
その	1 その他点	(検した事項(	)	有	無					済	未
他 2 その他点検した事項( )			有	無					済	未	
	記事項  計評価										
	良好	経過観察 □ 改善済	( 年 月		日実	施)					

備考 1 この報告書の記載については、「報告書の注意事項」をよく読んでください。

2 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

# 報告書の注意事項

点検と報告書の記載は、福山市屋外広告物条例施行規則(平成10年規則第30号)第12条の 3に定める資格を有する広告物の管理者が下記事項に留意して行ってください。

### 1 点検を要する広告物

広告板又は広告塔のうち、広告物若しくは掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるものとします。

ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除 きます。

### 2 点検実施時期

許可期間満了の日の3か月前から許可期間満了の日の前日まで

### 3 注意事項

別紙には点検を実施した広告物の写真を添付し、写真添付欄の右の欄に点検方法と補修 等の処理方法又は処理不要の場合の所見を記入してください。

### 4 添付書類

管理者(点検者)の資格を証明する書面の写し

### 5 異常が明らかな場合

報告書により広告物の異常が明らかな場合には、条例第27条の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

### 6 虚偽報告

虚偽の報告により継続の許可を受けたことが明らかな場合には、条例第16条及び第27条の規定に基づき、その許可を取り消し、又は当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

※本報告書は3部作成し、2部を提出用、1部を管理者控としてください。

別紙(写真添付・点検方法・所見記載用紙)

別紙(与具添付・点候方法・所見記載用料整理番号	広告物の種類
(写真添付欄)	
	○点検方法
	○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
(写真添付欄)	
	○点検方法
	○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
	○価度等のだ在方伝入はだ在下安の場合の所先
(写真添付欄)	
	○点検方法
	○ M1次刀 1Д
	○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見

# 屋外広告物(設置者・管理者)変更届

整理番号		受 付	
	号		
	73		

年 月 日

福山市長様

		届出者住所
(印)		名 前
_		連絡先
その名称及び主たる	去人の場合は,	(Z
並びに代表者の名前	事務所の所在地	<b>し</b>

屋外広告物を表示又掲出する物件の設置者又は管理者に変更があるので、福山市屋外広告物条例第15条第3項、第17条第2項の規定により届け出ます。

キテフル:	2. 是担託	24, 214 II 214214 = 2	7,70,700					
表示又は記	又旦场別	福山市	町	丁目		番	号	
		HH 1-111	1	1 H		TEI.	73	
			大字				番地	
許可番号								
		福山市指令	第		7	<u> </u>		
許可を受け	ナている期間							
			年	月	日	から		
			年	月	日	まで		
変更年月日	3							
			年	月	日			
(設置者	を変更した場	場合)						
変更前	住所							
	名前							
変更後	住所							
	名前							
(管理者	を変更した場	場合)						
変更前	住所							
	名前							
変更後	住所							
	名前							

整理番号		受	付	
	号			

# 屋外広告物除却(滅失)届

年 月 日

福山市長様

申請者住所	
名 前	(印)
油紋生	( ) —

(法人の場合は、その名称及び主たる) 事務所の所在地並びに代表者の名前

屋外広告物を表示又は屋外広告物を掲出する物件を除却(滅失)しましたので、福山市 屋外広告物条例第19条第2項(第19条第3項)の規定により届け出ます。

表示又は設置場所						
	福山市	町	丁目	番	号	
		大字			番地	
許可番号						
	福山市指令	第	号			
許可期間						
	年	月	日から			
	年	月	日 まで			
除却年月日						
	年	月	日			
添付書類						
	除却(滅失)	) したことを	示す写真			

# 屋外広告業登録申請書

年 月 日

登録手数料	受付
10,000円	
年 月 日 納 付	

福山市長様

申請者住所

名 前

1

連絡先

法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前

屋外広告業の登録を受けたいので、福山市屋外広告物条例第29条の2第1項の規定により、 関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の	本担 重並	※ 登	録番号	福山市屋	外広台	古業登録第		号
種 類	新規・更新	※ 登	録年月日		年	月	日	
ふりがな	こふりがな							
商号	, 名 前							
及び生	上 年 月 日							
	っては,名 (表者の名前)		生年月日	1		年	月	日
法人•	・個人の別	1	法人	2 1	個人			
住	所	郵便番	号 (	- )	)			
	っては,主 所の所在地							
				電記	活番号	<del>;</del> (	) –	
法人であ	る場合の役	職		ふりがな		職	ふりが	
員(業務	8を執行する	,,,,		名 前			名	前
社員, 取	対締役又はこ							
れに準じ	ごる者) の職							
及び名前	Ī							
			1				i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	

申請者が未成年者											
である場合の法定	ふり	りがな									
	名	前	4. 左 1	<b>-</b>		<del>/</del>		п		н	
代理人の名前,生 年月日及び住所			生年月郵便都	番号(		年_	)	月		日	
	住	所									
		121									
					電話番号	号 (	)		_		
福山市の区域内に		名	称								
おいて営業を行う				T11 / T				`			
営業所の名称及び	営			郵便番	号(	_		)			
所在地並びに当該		所 右	: 地								
営業所の業務主任	業			電	話番号	(	)	_	_		
者の名前	所			ふり	がな	·					
		業務主	:任者	名	前						
		70177	•   -	修了証	番号等						
		名	称								
	営			郵便番	号 (	_		)			
		   所   在	:地								
	業	///									
				電	話番号	(	)	-	_		
	所			ふり	がな						
		業務主	任者	名	前						
					<b>番号等</b>			T			
他の地方公共団体		登 録 を 地方公			登 録	: 年月	月日	登	録	番	号
における登録番号		也刀五	大山下	* 11							

### 備考

- 1 ※印欄は、初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」及び「法人・個人の別」については、いずれかに○印を付すこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

# 誓 約 書

年 月 日

福山市長様

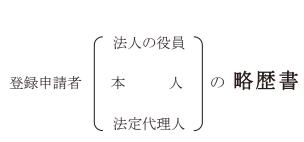
申請者住所

名 前

連絡先

(法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前)

登録申請者,その役員及び法定代理人は,福山市屋外広告物条例第29条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。



				郵便番号(		_	)						
TH.	<i>I-</i> -	<del>} -</del>	EC.										
現	信	Ė.	所										
					Ē	電話番	号 (		)		_		
	ふり;						生年月	日			年	月	日
	名	前	目目				,						
	期	<b>F</b>	間										
	自		月日		職	務内	字 又	は	業系	务内	容		
略	至	年	月日										
歴													
	年	月	日		行	政	処 分	等	の	内	容		
行													
政													
処													
分													
等													
<u> </u>	<u>:</u> 記のと	おり材	旧違あ	りません。									
	. –												
		4	丰	月	日	2	名 前						
							נינו וו						•

### 備考

- 1 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに○印を付すこと。
- 2 「行政処分等」の欄には、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく条例 若くはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は同法に基づく 条例の規定による処分を受けた経歴について記入すること。

2007-土管-198-3 A4 再生55

# 屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

福山市長様



申請者住所

名 前

連絡先

(法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前)

福山市屋外広告物条例第29条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号		福山市屋外広告業登録第						<del>另</del>	0	
登録年月日				年	月		日			
変更事項	変	更	前			変	更	後		変更年月日

# 屋外広告業廃業等届

年 月 日

受 付

福山市長様

申請者住所

名 前

1

連絡先

(法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前

福山市屋外広告物条例第29条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	福山市屋外広告業登録第    号
登 録 年 月 日	年 月 日
ふりがな ふりがな 商 号 , 名 前 及 び 生 年 月 日 法人にあっては,名 称及び代表者の名前	生年月日 年 月 日
法人・個人の別	1 法人 2 個人
住  所	郵便番号( - ) 電話番号( ) -
届出の理由	1 死亡       2 合併による消滅         3 破産手続開始の決定       4 解散       5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人       2 元代表役員       3 破産管財人         4 清算人       5 本人

### 備考

「法人・個人の別」,「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については, 該当するものに○印を付すこと。

2007-土管-198-3 A4 再生55

# 特例屋外広告業届

年 月 日

福山市長様



申請者住所

名 前

連絡先

(法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前

福山市屋外広告物条例第32条の5第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

※ 届 出 番 号	福山市特例屋外瓜		号		
※ 届出年月日	年	月 E	]		
ふりがな ふりがな					
商号,名前					
及び生年月日					
(法人にあっては,名)					
	生年月日		年	月	日
法人・個人の別	1 法人 2	2 個人			
住	郵便番号( -	)			
(法人にあっては,主)					
たる事務所の所在地					
		電話番号(	)	_	
広島県屋外広告物条	登録番	号	登	録年月日	
例第22条に基づく					
登録番号及び登録年	広島県屋外広告業登録第	号		年 月	日
月日					

福山市の区域内に		名		称										
おいて営業を行う					郵便番	: 号(		_			)			
営業所の名称及び	営					•					,			
所在地並びに当該	業	所	在	地										
営業所の業務主任						話番号				)	_	_		
者の名前	所				ふ り 名	が な 前								
		業務	客主任	£者										
					修了証	番号等	Ê							
		名		称										
					郵便番	号 (		_			)			
	営	=r	<del>-/</del>	Life										
	業	所	在	地										
	//				電	話番号	1. (			)	-	_		
	所				ふり	がな								
		業務	客主任	£者	名	前								
					修了証	番号等	È							
他の地方公共団体	1	登録				登	録	年	月	日	登	録	番	号
における登録番号		地方	公共	: 凹 1/	14名									

### 備考

- 1 ※のある欄には初回届出の場合, 記入しないこと。
- 2 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方を○で囲むこと。
- 3 この届出書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 広島県屋外広告物条例第22条の規定により登録又は更新を受けたことを証する書面又はその写し
  - (2) 業務主任者について、その資格を証する書面又はその写し

# 特例屋外広告業届出事項変更届

受 付

年 月 日

福山市長様

申請者住所

名 前

連絡先

(法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前)

福山市屋外広告物条例第32条の5第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	福山市特例屋外広告業届出第	뭉
届出年月日	年 月 日	
変更事項	変更前変更	後変更年月日

# 特例屋外広告業廃止届

年 月 日

福山市長様



申請者住所

名 前

 $\bigcirc$ 

連絡先

(法人にあっては主たる事務所の 所在地,名称及び代表者の名前)

福山市屋外広告物条例第32条の5第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	福山市特例屋外広告業届出	第    号
届出年月日	年 月	日
広島県屋外広告物 条例第22条に基づ	登録番号	登録年月日
<登録番号及び登録 年月日	広島県屋外広告業登録第    号	年 月 日
廃止年月日	年 月	日

### 注意事項

特例屋外広告業届出済証を添付すること。

福山市屋外広告物条例(平成9年条例第60号)第10条第1項第1号の規定により、 屋外広告物の禁止地域を次のとおり指定する。

2021年(令和3年)12月22日

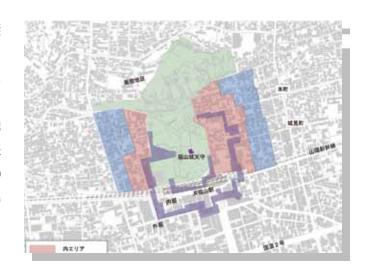
福山市長 枝 広 直 幹

都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められた第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,風致地区又は伝統的建造物群保存地区のうち,全ての区域

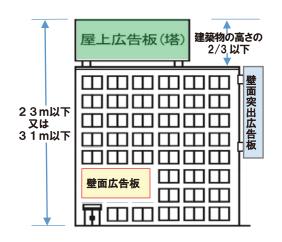
# 福山城周辺景観地区における広告物の制限

福山市では、屋外広告物の設置について、無 秩序・無制限な設置などにより景観を損なうこ との無いよう、「福山市屋外広告物条例」によ りルールを定めています。

この度、景観法に基づき「福山城周辺景観地 区」が指定されることに合わせ、福山城が将来 にわたり本市のシンボルとして、まちづくりの 中心であり続けられるよう、屋外広告物につい てもこの趣旨に則した制限を定めます。



風致地区



### 高さの制限

地表から広告物の上端までの高さ

●内エリア:23m以下●外エリア:31m以下

※市内その他の地域においては51m以下

## 形態・意匠の制限等

- ●可変表示式広告物については、 表示面積の合計は5㎡以下
- ※ ただし、自家用広告物の適応除外のものの基準は、この規制による5㎡以下のものに、その他のものを加えた面積
- ●フラッシュ式,ストロボ式,点滅式の 発光を有する広告物は禁止
- ※ ただし、これらを含んだ自家用広告物の適用除外のものは表示可能

# 《点灯式の事例》

### ※可変表示式広告物

電気を利用して自らが光を発する部分を有するもののうち、画像を表示する機能を有するもの(60秒静止した画像のみを表示するものを除く。)

### ※自家用広告物で適用除外のもの

自己の名前、名称、店名、商標、又は事業、営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業所において表示する広告物で、表示面積の合計が許可地域にあっては10㎡以下、禁止地域にあっては7㎡以下のもの

- ◆この規定に違反した場合は、条例により罰せられることとなります。
- ◆新たな制限による規則の改定に伴い不適格となる広告物に対しては, 経過措置を設けます。

福山市建設局土木部土木管理課 TEL/084-928-1079

# 「屋外広告物」を表示・設置、管理、所有している皆さま

# 屋外広告物のルールが変わりました!

屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危険を未然に防止する目的から、福山市 屋外広告物条例及び施行規則が改正されました。

これにより、**屋外広告物の安全点検が義務化**され、屋外広告物の許可更新申請時に**「屋外広告物安全点検報告書」の提出**が必要となりました。

◆次の条件に該当する屋外広告物が対象となります。

# 広告物又は掲出物件自体の高さが 4 mを超えるもの

又は

# 表示面積が 1 0 ㎡を超えるもの

- 管理者(特定の資格を有する者)の設置が必要です。
- 管理者(特定の資格を有する者)による定期的な安全点検の実施が必要です。
- 許可を更新するためには、<u>点検結果の報告</u>が必要です。

### ◆許可更新までの流れ

- ・管理者の資格(次の内いずれかの資格が必要です)
  - 屋外広告士
  - 建築士(一級・二級・木造)
  - •電気工事士(第1種•第2種)
  - · 電気主任技術者(第1種·第2種·第3種)
  - ・(公社)日本サイン協会及び(一社)日本広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者
- ・定期的に安全点検を行ってください。
- ・次の時期に係る申請時には、許可満了日以前3か月以内に点検を行い、③のとおり点検 結果を報告する必要があります。
  - i) 広告物の表示・設置日から5年を経過した物件に係る申請
  - ii ) i )の申請以降3年毎
  - (例) 新規申請を行って新設し、5年経過した広告物については、6年目、9年目、12年目・・・(以降3年毎)の更新申請時に点検結果の添付が必要となります。

### ・ 点検報告の方法

- 「屋外広告物安全点検報告書」に点検を実施した広告物等の写真を添付のうえ、点検 方法と補修等の処理方法等を記入し、提出してください。
- ・報告書により広告物等の異常が明らかな場合は、改修・除却等必要な措置を命ずる場合があります。
- ③点検結果 の報告

①管理者の

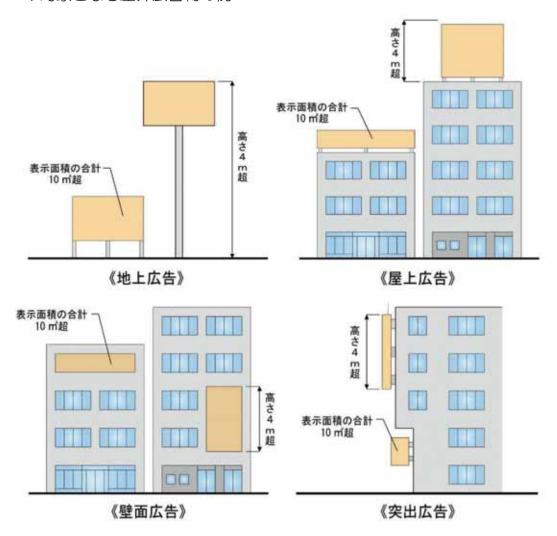
設置

②安全点検

の実施

◆施行日(改正内容が適用される日) 2023年(令和5年)4月1日申請受付分から

### ◆対象となる屋外広告物の例



※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの、光を投影して表示するものは除きます。

### <点検項目>

- ①基礎部のぐらつき, 裂傷等
- ②支持部・取付部の変形,腐食,損傷等
- ③ボルト・ビスのサビ,ゆるみ,欠落等
- ④広告板面・文字等の破損,変形,変色,欠落及び枠組み部材の破損等
- ⑤照明等電気設備の取付け状態, 異常等

詳しい内容・様式等は、福山市のホームページをご覧ください。

福山市建設局土木部土木管理課 TEL/084-928-1079

福山市市民局松永支所松永建設産業課 TEL/084-930-0412

福山市市民局北部支所北部建設産業課 TEL/084-976-8807

福山市市民局神辺支所神辺建設産業課 TEL/084-962-5013

福山市建設局土木部沼隈建設産業課 TEL/084-980-7709